

津阪東陽『杜律詳解』 訳注稿 (一)

二宮俊博

はじめに

津阪東陽(宝暦七年「一七五七」〜文政八年「一八二五」)は、伊勢国三重郡平尾村(現在の四日市市平尾町)に郷土の子として生まれ、名を孝緯、字を君裕といい、二十三歳の頃、京に上つてほぼ独学で古学を究め、後に藤堂家に仕えて藩校有造館創設に尽力し、その初代督学となった儒者である。齋藤正和氏の労作『齋藤拙堂傳』(三重県良書出版会、一九九三年)に序文を寄せられた今鷹眞氏は、「津藩の学問の最大の特徴は文学に対する造詣の深さにある。それは研究業績と詩文創作の両面で充分に示されているといつてよいであろう」と述べておられるが、その礎を築いたのが東陽であった。

その著『杜律詳解』上中下三巻は、明・邵傳(字は夢弼)の『工部七言律詩集解』を底本とし、そこに挙げる盛唐の詩人杜甫(七一〇〜七七〇)の七言律詩百五十九首のうち百三十八首について、宇都宮由的(号は遯庵、寛永十年「一六三三」〜宝永六年「一七〇九」)の増注を始め広く諸書を参考にしながら、漢文による注解を施したもので、天保六年(一八三五)に有造館から刊行された。現在では黄永武編『杜詩叢刊』第四輯(台湾大通書局印行、一九七四年)に

も収められている。

訳詩集『鶯の卵』でも知られるように唐詩に造詣が深く、とりわけ杜甫を敬慕した歌人土岐善麿は、つとに「儒家と日本語」(こゝとば風土記)所収、光書房、一九五九年)や「日本で作られた杜甫文獻」(岩波「文学」一九六二年十二月号、後に『杜甫への道』光風社、一九七三年に収録)において、この書の価値を広く世に紹介し、後者のなかで、「中国における各種の注解書とはまた別種な、著者の鑑賞や識見のじゅうぶんにみられる点、講話の筆録として説述の懇切を極めた点、そして中国に対しても恥かしくないほどすぐれた達意の漢文で書かれている点、また原作の語句にとどこどころそえた国語的表現の適切で、かつおもしろい点等、なかなか興味があり、いわゆる巻を措くあたわざるものがあつて、中国の諸文献と併せ読めば、いつそう益を得るところが多い」と述べている。ちなみに、東陽が附した和訓については、土屋泰男氏に「津阪東陽著『杜律詳解』の和訓に関するメモ」(大修館「漢文教室」一三一号、一九七九年)があつて五十音別に並べられ、検索に便利である。更に、残念ながら全巻完結せずに終わったものの吉川幸次郎博士の名著『杜甫詩注』第二冊(筑摩書房、一九七九年)の「はしがき六」には「独自の資料と見解に富む」と述べられ、以降七律の注

にその説が折々引かれており、黒川洋一氏も「その鑑賞のきめの細やかさにおいて、唐土の注釈書にはない独特の味わいを備えた」江戸時代における杜律研究の精華」であるとして高く評価されている(『杜甫の研究』第五章「日本における杜詩」、創文社、一九七七年)。

この他、中国では鄭慶篤等編著『杜集書目提要』(齊魯書社、一九八六年)に採録され、そのなかで「この書は上・中・下三巻に分かれ、目録は無く、大体年代順に配列してある。詩題の下にひとしく題解があり、詩の作られた時期や場所を考証したり、史料や典故を引証したり、作詩の趣旨を明らかにしたりしている。詩句の間に注を挟み、詩末に多く考辨を附している。この書は題を(詳解)と称しているものの、その注釈は繁雑でなく、詳略が当を得ており、注解には多く他人の語を引いているが、著者の見解もまじえている。詩末の考辨は、前人の誤謬を駁し、ままた新見がある」とし、「この本は海外で作られたものだが、援引している注や評はとても豊富で、趙次公・邵宝・胡應麟・朱鶴齡・仇兆鰲・顧宸・袁枚といった人々の語には、どれもきちんと基づく所がある」という。

津阪東陽の数ある著作のうち、『杜律注解』を読む上で是非とも参看すべきものとして、池田四郎次郎編『日本詩話叢書』第二巻所収の『夜航詩話』六巻(原本は文化十三年自序、天保七年刊)がある。また同じく『日本詩話叢書』第三巻所収の『夜航余話』二巻(原本は天保七年刊)については、『新日本古典文学大系65』『日本詩史 五山堂詩話』(岩波書店、一九九一年)のなかに揖斐高氏による校注が収められている。この他、漢詩文に関する著作として、『古詩大観』二巻(文政十三年刊。汲古書院)『和刻本漢詩集成』総集篇所収、『葛原詩話糾謬』(もと四巻。『日本詩話叢書』第五巻及び『日本藝林叢書』第二巻に二巻を収める)、『蒼瓊録』(もと八巻。『日本藝林

叢書』第一巻に二巻を収める。これは抄録したものらしい)があり、東陽の淵博な学識と詩文に対する深い造詣とに裏付けられた剴切な指摘は、唐詩のみならず中国歴代の詩や邦人の漢詩を読む上で参考になる点が多い。

東陽の伝記については、その手になる「寿壙誌銘」(国会図書館蔵『東陽先生詩文集』巻之六、五弓雪窓編『事実文編』巻五十二)が基本本文であるが、裔孫にあたる津坂治男氏によって『津坂東陽伝』(桜楓社、一九八八年)が刊行されており、東陽の生涯が細部にわたって明らかになった。また揖斐高氏の前掲書解説も参考になる。本来は津坂姓であるらしいが、揖斐氏によれば「東陽は津坂と津阪を混用し、むしろ津阪の方を多用した」ようで、『杜律詳解』においても「津阪」と記しているのも、ここでは津阪の方を用いる。

かかる『杜律詳解』については、これまでも少しづつ眼を通して来たが、この度、上冊巻頭の石川之襲「杜律詳解序」及び津阪東陽「詩聖杜文貞公伝」から下冊巻末の嫡子津阪達之跋文、門人小谷薫の「東陽先生杜律詳解後序」に至るまで、逐一訳出しようと思ひ立つた次第である。このうち、本稿には、石川之襲の序文と東陽の「詩聖文貞公伝」とを収めた。後者には返り点・送り仮名が施されているが、本稿では省略した。また本文の割注は、(一)に入れてこれを示した。なお、天理図書館に東陽の自筆本が所蔵されているが、今回は参照することができなかった。言わずもがなのことながら、非才非力ゆえ、典拠がわからぬ箇所が幾つもあり、かつ自ら気づかぬとんでもない誤読をしている場合が多いのではないかと恐れている。大方の御批正を賜われれば幸いである。

※本稿は、平成十二年度福山女学園大学学園研究費(A)季増民教授を代表とする「日中の地域文化の研究」についての報告の一部である。

杜律詳解序

娶(注1)成童好讀杜詩、玩復日久。得其流離之際、舟居病(注3)非、遂致暴卒(注4)之狀、自喜以為創見。竊糾舊新唐書及先輩解釋之謬、作年譜補正。後自京師來、客於本藩、携以質之津阪東陽先生。先生莞爾連呼(注5)起予。遽取杜律詳解一編授娶曰、此予消遣游業、改潤未完、請与子商推焉。功竣更煩序言。娶唯受而繙之。其於晚年事迹所修補辨駁、多与鄙考合。而視其精粗迥絕、不覺目瞠口啞者久之。夫先生之於娶所謂丈人行也。乃一見辱知、忘年與形、臭味之相投、冥契如此。雖曰偶然、抑亦奇矣。先生學主經濟、著述莊梁。若斯編固屬緒餘、然折衷諸說、發揮言外微旨、詳明的確、卓為千古未曾有之快書。顧娶之淺陋、何敢贊一辭。但狂簡而無隱、苟有所疑、衝口妄陳。先生虛懷如海、不以為忤、有分毫可取、輒采錄之。宜乎博綜衆美、精粹無比也。逮國校之建、先生進為督學。娶以薦釋褐充教職、出入官私、無日不相見。反覆論難、愈久而愈細、歷六春秋而稿始定矣。學中子弟爭求鈔傳、先生因欲開雕以便誦習、使娶覆校且序之。時齡已七十、適罹風患、辭職閑居。娶代服費政、拮据三旬、未暇就業、而先生溢焉易質。實文政乙酉八月也。既逐次研校至追諡條、引王世貞宛委餘編、王圻續文獻通考二書。餘編稱元紐憐為子美諡曰文貞、虞集紀其事、見張雨詩跋。元史紐憐傳無載。娶試檢張雨集信矣。元史則有紐憐而無紐憐。璘國初武臣、不与虞張同時。寔疑王氏失考、尋閱錢大昕集、據史斷為別人、以駁王說。且以賜諡係文宗至順元年、亦与續通考不合。於是又爽然自失。嗟乎、當先生在日、獲此以報焉、則欣然肯首、必有所改定。奈何一朝千古、功虧半篲、豈非遺憾哉。令嗣有功、克續先緒、終歲屹々、校刊遺著若干種、遂及斯編。娶為申稟刻之學館、以濟先生素志。乃追敘往事、并揭所續得。亦所以終其治命也。

天保五年甲午八月望

津藩督學石川之娶撰并書

杜律詳解序

娶、成童にして好んで杜詩を読み、玩復すること日久し。其の流離の際、舟居病を病み、遂に暴卒を致すの状を得て、自ら喜びて以て創見と為す。窃かに旧新唐書及び先輩の解釈の謬を糾し、年譜補正を作る。後に京師より来たり本藩に客たり、携へて以て之を津阪東陽先生に質す。先生莞爾として予を起こすと連呼す。遽かに杜律詳解一編を取りて娶に授けて曰く、此れ予が消遣の游業にして、改潤未だ完からず。請ふ子と商推せん。功竣れば更に序言を煩はさん、と。娶唯々として受けて之を繙く。其の晩年の事迹に於いて修補弁駁する所、多く鄙考と合ふ。而して其の精粗を視るに迥絶、覺えず目瞠り口啞する者之を久しうす。夫れ先生の娶に於ける、所謂丈人の行なり。乃ち一見して知を辱うし、年と形とを忘れ、臭味の相投じ、冥契すること此の如し。偶然と曰ふと雖も、亦た奇なり。先生の学は經濟を主とし、著述は梁を柱とす。斯の編の若きは、固より緒餘に属す。然れども諸説を折衷し、言外の微旨を發揮して、詳明的確、卓として千古未曾有の快書なり。顧みて娶の浅陋、何ぞ敢へて一辞を贊せん。但だ狂簡にして隠す無く、苟も疑ふ所有らば、口を衝いて妄りに陳ぶ。先生は虚懷海の如くして、以て忤ふと為さず、分毫の取る可きこと有らば、輒ち之を采録す。宜なるかな衆美を博綜し、精粹無比なるや。国校の建てらるるに逮び、先生進められて督学と為る。娶、薦を以て褐を積き教職に充てられ、官私に出入し、日として相見えざる無し。反覆論難、愈いよ久しくして愈いよ細かく、六春秋を歴て稿始めて定まれり。学中の子弟争つて鈔伝せんことを求め、先生因つて開雕して以て誦習に便ならしめんと欲し、娶をして覆校し且つ之に序せしむ。時に齡已に七十にして、適に風患に罹り、職を辞して閑居す。娶、先生に代り費政に服し、拮据すること三旬、未だ業に就くに暇あらず。而して先生溢焉として篲を易ふ。實に文

政乙酉八月なり。既に逐次研校して追諡の条に至るに、王世貞の宛委餘編、王圻の統文獻通考の二書を引き、餘編に称すらく、元の紐憐、子美の爲に諡を請ひて文貞と曰ふ。虞集、其の事を紀し、張雨詩の跋に見ゆ。元史紐憐伝には載無し、と。襲、試みに張雨の集を檢するに信なり。元史は則ち紐憐有りて紐憐無し。璘は国初の武臣、虞張と時を同じくせず。復く王氏の失考かと疑ふ。尋いで錢大昕の集を閲するに、史に拠つて断じて別人と爲し、以て王説を駁す。且つ賜諡を以て文宗の至順元年に係く。亦た統通考と合はず。是に於いて又た爽然自失す。嗟乎、先生の在りし日に当たつて、此れを獲て以て焉を報すれば、則ち欣然として首肯し、必ず改定する所有らん。奈何せん一朝千古にして、功を半實に虧くを。豈に遺憾に非らずや。令嗣有功、克く先緒を續ぎ、終歲屹々として遺著若干種を校刊し、遂に斯の編に及ぶ。襲、爲に申稟して之を学館に刻し、以て先生の素志を済す。往事を追叙し、并せて續けて得る所を掲ぐ。亦た其の治命を終へる所以なり。

(注1) 襲 石川竹厓(寛政六年「一七九四」〜天保十五年「一八四四」)のこと。名は之襲、字は士尚、通称を貞一郎といひ、竹厓はその号。近江膳所の人。石川丈山(天正十一年「一五八三」〜寛文十二年「一六七二」)の七世の孫という。京都で村瀬榜亭(延享三年「一七四六」〜文政元年「一八一八」)に就いて学び、有造館の第二代督学となつた。第三代の督学、齋藤拙堂(寛政九年「一七九七」〜慶応元年「一八六五」)に「津藩故督学兼侍読石川君墓表」(「拙堂文集」巻五、五弓雪窓編「事實文編」巻六十七)がある。それによれば「人と爲り勤恪、儀容修整。燕居独処と雖も、凝然として危坐し泥塑人の如し。未だ嘗て人を諷罵せず、人も亦た之を憚る」風があつた。なお、竹厓の詩文集に「果育精舎詩存」四巻と「果育精舎文存」二巻とがあり、三村竹潜による筆写本が二松学舎大学附属図書館に所蔵されている。ちなみに前者は、

卷一 考槃齋歌(古今體共一百十六首 詩餘二首)、卷二 譜暇小業(古今體共八十首)、卷三 絃歌餘業(古今體共一百首)、卷四 春錦手裁(古今體共三十五首)よりなる。

(注2) 成童 八歳以上とする場合もあるが、「礼記」内則の鄭玄注に十五歳以上とするのに従うのがよいか。

(注3) 病非 中風に罹ること。

(注4) 暴卒 頓死すること。ちなみに、「旧唐書」巻一九〇下、文苑伝下、杜甫伝に「甫嘗て嶽廟に遊び、暴水の阻む所と爲り、旬日食を得ず。未陽の暝合之を知り、自ら舟を棹さして甫を迎へて還る。永泰二年(七六六)牛肉白酒を嗜ひ、一夕にして未陽に卒す、時に年五十九」とあり、「新唐書」巻二〇一、文藝伝上、杜甫伝にも「因つて未陽に客たらんとして、嶽廟に遊ぶに、大水遽かに至り、旬に涉りて食を得ず。果令舟を具して之を迎へ、乃ち還ることを得たり。令嘗て牛炙白酒を饌るに、大いに酔ひ、一昔にして卒す。年五十九」と、ほぼ同様の記事。

(注5) 自京師来、客於本藩 本藩は伊勢の津藩のこと。拙堂の「石川君墓表」に「年甫めて十六、来たりて我が津に遊ぶ。巨室藤堂深齋君及び東陽津阪学士見て之を奇とし、交ごも先公に薦む。歳ごとに俸米を賜ひ、以て学資に充つ」云々とある。竹厓十六歳というのは文化六年(一八〇九)のことで、「齋藤拙堂伝」七一頁によれば、この時、津に來たのは心越禪師が明国からもたらした古琴の技法を伝承する当地の永田蘿道に就いて学ぶためであつたという。当時、津阪東陽は五十三歳。深齋と号した津藩の家老藤堂光寛は五十五歳。この人は藩校創設の際に総督となつた。拙堂に「津藩故国老兼国校総教藤堂君墓誌銘」(「拙堂文集」巻五)がある。また先公というのは、中興の英主とされる第十代主藤堂高兌、当時二十九歳のこと。

(注6) 起予 自分を啓発する。気が付かない点を思いつかせてくれる。「論語」八佾篇に「予を起こす者は商なり。与に詩を言ふ可きのみ」と。商は、子夏の名。孔子より四十四歳年少の学問に秀でた弟子。

(注7) 消遣 暇つぶし。

(注8) 商推 はかり考える。

(注9) 丈人行 自分の父親にあたるような年輩。例えば、「史記」匈奴伝に「漢の天子は、我が丈人の行なり」、杜甫の「李潮八分小篆の歌」(詳

註卷十八。以下、杜詩の巻数は清・仇兆鰲「二六三八〜一七一七」。杜詩詳注』による。なお、『統国訳漢文大成』所収の鈴木虎雄訳注『杜少陵詩集』もこれに同じ)に「豈に吾が甥の流宕ならざるに如かんや、丞相中郎丈人の行」と。

(注10) 忘年与形 年齢の隔たりや地位身分の違いを忘れ、懇意につきあう。臭味 におい。同類を言う。『左伝』襄公八年に「今、草木に譬ふ、寡君の君に在るは、君の臭味なり」とあり、杜預の注に「同類を言ふ」と。

(注11) 冥契 語らずとも、気持ちがぴたり合う。

(注12) 經濟 経世済民。

(注13) 何敢贊一辞 『史記』孔子世家に「春秋を為るに至つては、筆すべきは則ち筆し、削るべきは則ち削り、子夏の徒、一辞を贊する能はず」と。

(注14) 狂簡 向こう見ずで志ばかりが大きく実行がともなわない。『論語』公冶長篇に「吾が党の小子、狂簡、斐然として章を成すも、裁つ所以を知らず」と。

(注15) 無隱 無遠慮に相手の過失をはずばと指摘すること。『礼記』檀弓上に「親に事ふるには隠すこと有りて犯すこと無し。(中略)君に事ふるには犯すこと有りて隠すこと無し」とあり、鄭玄の注に「隠は其の過失を称揚せざるなり」と。

(注16) 国校 津城丸之内に設けられた藩校有造館。文政三年(一八二〇)創立。『詩経』大雅・思齊に「肆に成人徳有り、小子造す有り」とあるのに基く命名。なお、有造館は本来、講堂の名称で、文学寮を時習館、兵学寮を整暇堂と称した。ちなみに、(時習)は『論語』学而篇に基づく語。また(整暇)は『左伝』成公十六年に「日に臣の楚に使ひしたるや、子重、晋国の勇を問ふ。臣対へて曰く、好みて衆を以て整ふ」と。曰く、又た何如。臣対へて曰く、好みて暇を以てすと」とあるのに基づき語で、形が整然として精神的に余裕のあることをいう。

(注17) 督学 学長。

(注18) 积褐 褐(身分の低い者が着る粗末な衣服)を脱いで官服を着ること。初めて仕官することをいう。拙堂の「石川君墓表」に「文政三年、国校有造館建てられ、君首に辟に応じ、来りて講官に任せらる。時に

年二十七」と。津藩の官費給付生となつて引き続き京で学んでいた竹厓が藩校の講師として招かれたのである。

(注20) 開雕 版木に彫ること。上梓。

(注21) 覆校 繰返し校正する。

(注22) 時齡已七十 『津坂東陽伝』によれば、病が再発し督学の職を辞したのが文政七年(一八二四)十月、東陽六十八歳のことである。「寿壙誌銘」には「是の歳(文政七年)冬、旧痼再発するも、既にして蘇するを得。是に於いて顧みるに身は頽齡、方に古希に迫り、且つ享福分を踰ゆ。宜しく適に致仕を請ふべし。仰冀して允ざるを得」という。

(注23) 贊政 教育行政や学校運営。竹厓の『果育精舍詩存』卷三、絃誦餘課に附された天保十年(一八三九)作の序に「文政八年乙酉(一八二五)三月、今公襲封す。七月、津坂東陽先生疾を移して職を辞す。余乏しきを承け督学の務めを統べ侍説を兼ね」とあり、拙堂の「石川君墓表」には「文政八年七月、津坂督学職を辞し、君代はりて真となり、文武学政を総督す」というが、前記のごとく、『津坂東陽伝』では東陽が辞職したのを文政七年のこととする。

(注24) 拮据 手を動かすさま。忙しく働くさま。双声の語。『詩経』幽風・鸛鳴に「予が手拮据す」とあり、朱子の集伝に「拮据は、手口共に作すの貌」という。

(注25) 溘焉 たちまち。忽然。

(注26) 易簣 病床の敷物を取り替える意で、人の死をいう。孔子の弟子の曾参が死に臨んで、季孫氏より賜わった大夫用の簣を身分不相応だとして取り替えさせた故事(『礼記』檀弓上)による。

(注27) 文政乙酉 文政八年(一八〇五)。「津坂東陽伝」によれば、「八月二十三日、東陽は南堀端の賜邸で息を引きとつた」。

(注28) 王世貞 字は元美、号は弇州山人。明、太倉(江蘇省太倉県)の人は手鱗。一五一四〜一五七〇)とともに「文は必ず西漢、詩は必ず盛唐」と唱えた。後七子の一人。その集に「弇州山人四部稿」百七十四卷、『弇州山人統稿』二百七卷等がある(『明史』卷二八七)。「宛委餘編」は「四部稿」の巻一五六から一七四まで十九卷。その五(「四部稿」卷一六〇)に「偶たま張伯雨の納琳大監に贈る詩を閲するに跋に云ふ、

曾て疏して蜀・文翁の石室、楊雄の墨池、杜甫の草堂を以て、皆祀典に列せんことを請ふ。又杜甫の為に諡を賜はるを得んことを請ふ、文貞と曰ふ。虞奎章の集に其の事を紀す、と。按ずるに元史に納琳伝有るも其の事を載せず。又杜甫の文貞と諡する、亦た奇聞に出づ」と見える。虞奎章は、虞集のこと。文宗（在位一三二九〜一三三二）が天曆三年（一三二九）に設けた学問所、奎章閣学士院に侍する奎章閣侍書学士となつたのでかく称する。（注30）参照。

〔注29〕 王圻 明、上海の人。字は元翰。嘉靖四十四年（一五六五）の進士（『明史』二八六）。その著『統文献通考』巻一五二、異代追諡の条に「杜甫字は子美、襄陽の人。官は拾遺。元の至元二年（一三三六）文貞と追諡す」とある。

〔注30〕 虞集 元、撫州崇仁（江西省崇仁県）の出身だが、その先祖が仁寿（四川省仁寿县）の人なので、自らは蜀人と称した（一二七二〜一三四八）。字は伯世。号は道園。文宗の信任厚く、文学者として元代第一人者と目された。楊載（字は仲弘・范梈（德機）・揭傒斯（曼碩）と共に四大家と称される。『元史』巻一八一に伝がある。四部叢刊に明刊本『道園学古録』五十巻の影印を収めるが、それに張雨詩の跋は見えない。

〔注31〕 張雨 元、钱塘の人（一二七七〜一三四八）。字は伯雨。別の字は天雨、句曲外史・貞居子と号した。茅山の道士となり、各地の名山に遊んだが、趙孟頫（子昂）・虞集・倪瓚（元鎮、号は雲林）・楊維貞（鉄崖）ら当時の文人たちと交友があった。四部叢刊所収の景鈔元刊本『句曲外史貞居先生集』五巻に「贈納琳大監」詩は見えない。↓〔補注二〕参照。

〔注32〕 紐璘 蒙古の武人（一二六三没）。憲宗の時、四川攻略に勲功があった。『元史』巻二九に伝があり、姚燧（一二三三〜一三三三）の「紐喇に蜀国忠武公を追封する制」（『牧庵集』巻二）に見える紐喇は、紐璘のこと。

〔注33〕 紐憐 『元史』に伝は立てられていないが、仁宗紀の延祐四年（一二二二）四月の条に「己未、諸王紐憐薨す」と、その名が見える。

〔注34〕 銭大昕 清朝の考証学者。嘉定（上海市嘉定県）の人（一七二八〜一八〇四）。嘉慶十一年（一八〇六）刊の『潜研堂文集』五十巻がある。

その巻三十、「宛委餘編に跋す」に「杜子美の文貞と諡するや、元の文宗至順元年（一三三〇）に在り。史には何人の陳奏するかを言はず。張伯雨が詩の跋に拠つて、紐憐大監の請ふ所と為るを知る。紐憐は元史に伝無し。其の史に見ゆる者に紐璘有り。璘、憐は同声と雖も、然れども紐璘は武臣にして、且つ元初に仕へ、文宗の世に当たらず。王元美、元史紐憐伝に此の事を載せずと謂ふは、則ち誤つて以て一人と為せり。元に崇文大監・章佩大監有り。蓋し監官の長にして、少監に別して名づく。或は切して宦官と為すは、尤も誤る」という。切は、認の古字。↓〔補注三〕参照。

〔注35〕 爽然自失 茫然自失。『史記』屈原賈生列伝贊に「服鳥の賦を誦むに、死生を同じうし、去就を軽んず。又た爽然自失す」と。

〔注36〕 一朝千古 たちまち身罷ること。例えば、『新唐書』薛收伝に「豈に期さんや一朝千古と成るを」と。

〔注37〕 功虧半篲 あと一息のところまで完成せずに終わる。篲は、土を運ぶもっこ。『尚書』旅獒に「山を為ること九仞、功一篲を虧く」と。

〔注38〕 令嗣有功 令嗣は、りっぱな後継ぎ。有功は、東陽の長男、達の字。拙修と号した人である。『津坂東陽伝』に拠れば、天保八年（一八三七）三月二十四日、五十余歳で没した。

〔注39〕 績先緒 先人の事業をつぐ。

〔注40〕 申稟 稟申と同じ。上司に申請する。

〔注41〕 治命 精神がすっかりしている時の遺言。正常な判断ができない病人の遺命を乱命という。『左伝』宣公十五年に見える。

〔注42〕 天保五年 一八三四年。東陽没後九年目。竹厓四十一歳。八月望は、八月十五日。

〔補注一〕 ちなみに、『東陽先生詩文集』第十一冊に「石川士尚に示す」と題する詩があり、「情話相邀ふ莫逆の歡、平生久要金蘭に比す。自ら能くす詩律工夫の細、復た書生の気味の酸味の無し。一鼎の松声、茶覆郁、満室の雲影、竹檀樂。君を功業に致す思ひ応に厚かるべし。説ふを休めよ宦游行路難し」と詠じられている。

これに対して、竹厓に「玉置街に宅を賜はる。園中に松桜梅竹を移植して鬱然として林を成す。津阪東陽先生来過して、詩有り示さる。次韻して答へ奉る」詩（『果育精舍詩存』巻二、講暇小業）があり、「眷

を垂ること骨肉の欲に如同す、蕙然我を誘ひ芝蘭に伴ず。風収まりて窗竹影初めて直く、雪圧して檐梅香亦た酸たり。蠅附多年引翼を煩はし、鳩居今日団索を得たり。青雲幸ひに遂ぐ懸弘の志、負重寧んぞ辞さん移歩の難」という。

〔玉置街〕は、玉置町（現在の津市丸之内糞正町・中央）。津城北堀端の外側にあつた武家屋敷町。〔如同〕は、同様の意。唐以来の俗語。

〔芝蘭〕は、ともに香草で、優秀な子弟の喩え。〔蠅附〕は、青蠅のようにうるさく付き纏うこと。〔引翼〕は、指導眷顧の意。『詩経』大雅・行葦の「黄耆台背、以て引し以て翼す」というのに基づく語。〔鳩居〕は、自分の住まいを謙遜して言う。『詩経』召南・鵲巢の「維れ鵲巢有れば、維れ鳩之に居る」とあるのに基づく語。鳩はカッコウのこと。

〔懸弘志〕は、はるか遠くで実現できるとは思わずにいた志望の意か。〔負重〕は、重任を負うこと。

〔補注二〕明・毛晋（一五九八～一六五九）輯『元人十種詩』に収める、『句曲外史集三卷補遺三卷張伯雨集外詩一卷附一卷』の張伯雨集外詩に「贈紐憐大監」と題して次のごとく見える。

論卷聚書三十萬、錦江江上數連艘。追還教授文翁學、重歎徵求使者勞。石室談經修俎豆、草堂迎詔樹旂旄。也知後世楊雄在、獻賦爲郎愧爾曹。

請以蜀文翁之石室揚雄之墨池杜甫之草堂、皆列學宮。又爲甫得諡曰文貞。以私財作三書院、徧行東南、收書三十萬卷及鑄禮器以歸。虞奎章記其事、邀予賦詩如上。

なお、この詩は清・顧嗣立（一六六五～一七二二）編『元詩選』壬集にも採録されている。

〔補注三〕杜甫が追論された年代については、ここに示された王圻の順宗・至元二年（一三三六）説および錢大昕の文宗・至順元年（一三三〇）説の他に、仇兆鰲の順宗・至正二年（一三四二）説がある（『杜詩詳註』凡例、少陵諡法）が、根拠は示されていない。

私は、成童の年頃から杜甫の詩を好み、長い間くり返し読んできた。その流離の際、舟住まいし中風を病み、かくしてそのまま

急に亡くなることとなつた実状を明らかにして、今までに無かつ

た見方だと思つて喜び、ひそかに『旧唐書』や『新唐書』及び先人の解釈の誤謬を糾正して、「年譜補正」を作つた。その後、京を

離れて本藩に身を寄せることとなり、これを携えやつて来て津阪東陽先生に質した。先生、にっこりとなされて、これはこれは気がつかなくつた、いい勉強になると、しきりに声をあげられた。

それから急遽、「杜律詳解」一編の草稿を取り出して、私に手渡されておつしやるには、これはわしの暇つぶしの手遊びで、改訂潤色はまだ済んでいない途中の代物だ。どうか君と議論しながら直してゆきたい。出来上がったら、ひとつ序文を頼みたい、とのこと。私は、はい承知致しましたと言つて受け取りこれを繕いてみるに、杜甫の晩年の事跡において従来の見方を修正補訂し反駁しているところは、ほとんど私の考えと合致していたが、その精密さを比べてみると格段の違いがある。思わずしばらく目をみはり口をあぐりと開けたままであつた。そもそも、先生は私にとつていわゆる丈人の行、つまり父の年配にあたる御方である。それがなんと一度お会いしただけで辱くも知遇を得、年齢や身分立場を忘れ、互いに気が合つて、このように深く言わず語らずとも胸の内がびつたりと一致したのである。偶然とはいえ、そもそもやはり不思議なことだ。先生の学問は經世済民を主旨としたもので、その著述は梁を支えんばかりの分量にのほり、このような仕事はもとより全くの餘技に属するのだが、さりながら諸説を折衷し、

言外の微旨を發揮して、詳細明快かつ的確、千古未曾有の快書である。ふりかえつて浅学固陋の我が身、どうして敢えて一辞を賛することができようか。ただ向こう見ずで志ばかりが大きく、ぶしつけにすぎずけとものを言い、疑問に思うことがあれば、すぐさま口に出してむやみに言い立てた。先生は大海の如くわだかまりのない広い心の持ち主で、楯突き逆らう奴だとは見做されず、

ほんの少しでも取るべきことがあれば、そのたびに採録された。衆美を広く集め、精粹無比であるのは、もっともなことだ。藩校が創設されると、先生は督学に就任され、私は推挙されて仕官し、教職に充てられた。公私に出入りし、お目にかからぬ日とてなかつた。繰り返し議論し誤りを正すことが久しくなればなるほど、いよいよ細部にわたり、六年を経てやっと定稿が出来上がった。有造館の書生たちは書き写して伝えんことをきそつて求めたので、先生はそれで上梓して誦習に便ならしめようとされ、私に校正させた上で序文を書かせようとなされた。当時、齡已に七十になられ、ちようどそのころ風患に罹つて、公職を退いて閑居しておられた。私は代わつて学校運営に与り、多忙を極めること三十日、その仕事にかかる暇もないうちに、先生は溘焉として簣を易えられた。実に文政乙酉八月のことである。やがて逐次校訂し追諡の条に至ると、王世貞の『宛委餘篇』及び王圻の『統文獻通考』の二書を引き、『餘篇』には、元の紐憐が子美の為に諡を請うて文貞といい、虞集がその事を記しているのは張雨詩の跋に見えると称しているが、『元史』紐憐伝には記載がない、とあつた。私が試しに張雨の集を調べてみると、その通りであつた。『元史』の方はというと、紐憐伝はあるが紐憐伝は無い。璘は元初の武臣で、虞集や張雨とは同時代の人ではない。それでしだいに王氏の失考ではないかと疑問に思い始めた。まもなくして銭大昕の集を見ると、史料に拠つて別人だと断定して、王世貞の説に反駁し、その上、諡を賜つたのを文宗の至順元年（一三三〇）であるとしてゐるのだが、これもやはり『統通考』と合致しない。ここにまた茫然自失することとなつた。ああ、先生の御在世中に、このことをお知らせせば、につこりと頷かれ、必ずや改訂なされることがあつたであろうに、いかにせん一朝にして千古と成り、あとほんの僅かという所で完璧を期すことが叶わなかつた。何とも残念なことだ。

後嗣ぎの有功君がりつぱにその業を継ぎ、こつこつとたゆまず遺された著作若干種を校刊され、かくしてこの編を出す運びとなつた。私は当局に上申してこれを有造館で版刻し、先生の素志を果たした。それで昔のことを思い出して述べるとともに、併せてその後得た知見を掲げ示した。これも先生がお元氣なうちに遺囑なされた言い付けを成し遂げた所以である。

天保五年甲子八月望

津藩督学石川之襲撰ならびに書

詩聖杜文貞公傳

後學津阪孝紳撰

文貞公杜甫字子美、其先襄陽人。晉征南大將軍預之苗裔也。曾祖依藝、唐初爲河南鞏縣令、因居鞏。祖審言膳部員外郎。父閑奉天令、遂任杜陵。故長安洛陽並爲公故鄉（公生于杜陵。其田園、則在洛陽）。公少不羈、弱冠遊吳越齊趙間、李邕奇其才、舉進士不第、退居洛陽。天寶十載、投匭進三大禮賦（三賦見本集）。明皇召試文章、待制集賢院（爲宰相陳希烈所沮抑、沈滯四年矣）。十四載、授河西尉不拜（嫌折腰郡庭奔走風塵也。見官定詩中）。改右衛率府胄曹參軍。時公年四十有四矣。十五載、安祿山陷京師、公以家避亂于郾（音罕。州名）。聞肅宗即位靈武、羸服赴之陷賊中、挺節無所汚。明年夏宵遯奔行在上謁、拜左拾遺。詔許還鄜迎家。官軍收京、扈從還長安。房瑄以陳濤斜敗罷相、公與瑄舊交、上疏論瑄有才不宜廢免。肅宗怒爲阿黨、詔三司推問。宰相張鎰力救獲免。自是不甚省錄。乾元元年、遂出爲華州司功參軍。公立朝財十五月耳。二年關輔饑亂、棄官去華、西度隴客秦州。尋寓成州同谷縣、自負薪拾橡栗自給。兒女餓殍者數人。是歲冬、遂攜家入蜀。時裴冕帥蜀、爲給祿米。明年夏、於成都浣花里、種竹植樹、枕江結廬、縱酒嘯詠、與田峻

野老相狎^(注38)。及嚴武尹成都，與公世舊，待遇尤厚。公傲誕，武過其宅，有時不冠而見。嘗憑醉登武牀，瞪視武曰：嚴挺之乃有此兒。武雖急暴，不以為忤^(注39)。新唐書曰：甫醉登武牀云云。武銜之，一日欲殺甫。冠鉤于簾者三。左右白其母，奔救得止。舊史初無此事，蓋唐小說所載而新書襲其謬耳。容齊隨筆辨之詳矣。上元二年，暫如蜀州新津縣，尋還成都。寶應元年，武歸朝廷，公送武至巴西。徐知道反，蜀亂，因入梓州，冬回成都，迎家至梓。明年往漢州及閬州，冬復回梓。是歲石補京兆府功曹參軍，不赴^(注40)。公雖窮甚，不屑祿吏，見別馬巴州詩。唐書以為寓同谷時事，且云：道梗不能赴，謬矣。廣德二年，復浮游梓閬間。遂欲下荆南，既艤舟矣。武再鎮兩川，乃復歸成都。武奏為節度參謀，授檢校工部員外郎^(注41)。不在朝官之列曰試檢校官。蓋名官而實爵也。賜緋魚袋^(注42)（服緋袍佩銀魚袋是五品以上章服。工部員外郎，從六品上。蓋特恩假之也。唐人重服章。公詩言之數矣）。永泰元年，武卒。公無所依。屬崔旰作亂，蜀大擾。身世益窮^(注43)（唐書云：嚴武卒。乃遊東蜀，依高適。既至而適卒，誤甚。適自東川入朝，拜散騎常侍乃卒。公集有忠州聞高常侍亡詩）。公在蜀凡七年。於是卒東下，自戎州至渝州，尋赴忠州，遂入雲南居之^(注44)（夔州屬縣）。大曆元年，遷居夔府。二年遷赤甲及漢西東屯^(注45)（皆夔屬邑）。三年春始出峽，暫居江陵，秋移次公安^(注46)（縣屬江陵。唐書云：扁舟下峽，未維舟而江陵亂，乃遊襄陽，亦非公集有居江陵及公安詩，至多）。冬赴岳陽。四年春，遂入居潭州。夏泝湘流赴衡州，畏暑復回潭州。五年四月，值藏珍之亂，再入衡州，尋復還。公自離蜀漂泊六年。先是舟居染中風，偏身不遂，峽中覽物詩云：舟中得病移衾枕。蓋至夔之前已得病也。竟以寓卒^(注47)（月日不詳）。年五十有九。旅殯岳陽^(注48)（唐書及年譜並云：卒于未陽，非）。子宗文早卒。次子宗武漂寓江陵而終。元和中，宗武子嗣業奉父遺命，遷柩歸葬於偃師首陽山。元稹誌其墓，深致景仰之意^(注49)（文見本集）。元至元二年追諡曰文貞公，以浣花草堂崇祀云。公詩才天縱，少與李白齊名，時稱李杜。學識淹博，貫穿古今。風調清新，屬對律切，盡

工盡善，非李所及。蓋其出處勞佚、喜樂悲憤、好賢惡惡、一見之於詩，而又以忠君愛國傷時念亂為本旨。讀其詩可以知其世，故當時號為詩史^(注50)（見本事詩）。有文集六十卷^(注51)。韓昌黎稱：李杜文章在，光燄萬丈長，其見尚如此。蘓東坡謂：詩發於情，止於忠孝。古今詩人衆矣。而公為首者，豈非以其流落饑寒，終身不用，而一飯未嘗忘君也歟。嗟呼，此其所以聖於詩為萬世宗師也^(注52)（楊萬里曰：李神於詩，杜聖於詩。按後人稱詩聖，其由於斯耶。猶王右軍號書聖也）。新舊唐書皆載，公客耒陽以啖牛炙白酒，一夕而卒。考之公年譜，竝無其事。元微之所撰墓誌曰：扁舟下荆楚，竟以寓卒，旅殯岳陽。呂汲公亦曰：夏還襄漢，卒於岳陽。足為確證。劉斧撫異曰：公來耒陽，舟中飲醉。是夕江漲漂沒，其尸不知落於何處。朝廷詔求之。聶令乃積土江上，奏公牛酒飫死葬此，以應詔。史氏不察，沿其謬，載入本傳，誤矣^(注53)。漂沒失尸，亦如太白捉月溺死之說耳。公嘗遊衡嶽，為暴雨所阻，數日不得食，有聶耒陽以僕阻水書致酒肉療飢荒江至縣呈聶令詩。蓋小說家由是致誣妄耳。宋人題公祠詩云：自是風霜侵病骨，非干牛酒澆詩腸，有見乎此也。公舟居病癘，年譜失載。集中有風疾舟中伏枕書懷三十六韻。又清明詩，此身漂泊苦西東，右臂偏枯半耳聾，寂寂繫舟雙下淚，悠悠伏枕左書空，蓋在湖南時也。初在浣花草堂，實至詩云：老病扶人再拜難。雲南客居詩云：臥病憂腳廢。又云：舊疾廿載來，衰年得無足。杜鵑詩云：身病不能拜，淚下如迸泉。則其患有年矣。故出峽以來，率舟居也。註家不詳此事，故其憂病詩句，皆泛然視為套語，不能有所觀感焉。如親朋無一字，老病有孤舟，以是想其臨湖情狀，所謂對此茫茫百端交集，其愁思之不勝，與眼界共無極，豈啻舟車不能載哉。與吳楚東南坼，乾坤日夜浮，所以斤兩相稱也。徐氏筆精乃謂：杜詩岳陽樓，上半渾雄蒼策，至于親朋無一字，殊覺無謂，而結句亦不稱矣。噫，談何容易。凡讀詩，不得作者實際，則詩之精神沈沒矣。豈不深惜哉。公之

卒、失月日。宋時成都太守自二月二日出遊、號爲遨頭。士女列牀觀之、羣然趁春行樂。至四月十九日乃止。是日謂之浣花遨頭、宴於公草堂滄浪亭。傾城皆出、錦繡夾道、最盛于他時。見東坡詩註及老學菴筆記。蓋本自踏青來、始于垂崖張公帥蜀時。陳元觀歲時廣記言之詳矣。後學之辨香、或以爲公之忌辰。是因年譜云、四月入衡州、欲如柳州、至耒陽卒、而致此臆料耳。嘗見顧修遠說曰、公長沙送李衡詩、與子避地南康州、洞庭相逢十一秋。末云、朔雲寒菊倍離憂。公自乾元己亥避地於同谷、至大曆庚戌、實十二秋矣。公是年卒。朔雲寒菊、應是秋末冬初。公卒之月、不可考。據是詩、當卒于冬。此以詩爲斷最確。但恨其忌日終靡得而詳焉。浣花遨頭、乃祐聖夫人任氏誕日。蜀記、浣花梵安寺、本杜甫舊宅。大曆中、節度使崔寧妻任氏居之、奉佛甚篤。遂捨爲寺。人爲立廟于其中、四月十九日衆遊樂于此、是也。嘗聞溫州有杜拾遺廟、訛爲杜十姨、遂更廟貌爲婦人像。今復以任氏生日爲公忌日、胡爲屢爲婦人所誤、不亦可歎哉。公諡號事、嘗閱續文獻通考曰、元至元二年追諡文貞、但未審出處。後覽王弇州宛委餘編曰、偶閱張伯雨贈紐憐大監詩。跋云、曾疏請以浣花草堂列祀典、又請得賜諡曰文貞、虞奎章集紀其事。閱元史有紐憐傳、而不載此事。公之諡文貞、後世罕知也。通考蓋取諸此、或別有據見、俟博古者考之。孟子曰、誦其詩讀其書、不知其人可乎。不詳公身世遭遇之概、不知其無時感事之旨、負良工苦心多矣。故爲參攷墓誌年譜新舊唐史、旁遍採諸書所錄文獻足徵者、謹修公傳、便於讀公詩者云。

皇和文化十二年乙亥臘前三日書於東陽書院之稽古精舍

詩聖杜文貞公伝

後学津阪孝綽撰

文貞公杜甫字子美、其の先、襄陽の人。晋の征南大將軍預の苗裔なり。曾祖依藝、唐の初、河南鞏県の令爲り。因つて鞏に居る。祖審言、膳部員外郎たり。父閑、奉天の令。遂に杜陵に住す。故に長安洛陽並に公の故郷たり(公、杜陵に生まる。其の田園は則ち洛陽に在り)。公少くして不羈なり。弱冠、吳越齊趙の間に遊ぶ。李邕、其の才を奇とし、進士に挙げられ第せず、退きて洛陽に居る。天宝十載、甌に投じて三大礼の賦を進む(三賦、本集に見ゆ)。明皇召して文章を試み、制を集賢院に待せしむ(宰相陳希烈の爲に沮抑せらる。沈滞すること四年)。十四載、河西の尉を授けられて拜せず(腰を郡庭に折り風塵に奔走するを嫌ふなり。官定まる詩中に見ゆ)。右衛率府の胄曹參軍に改めらる。時に公、年四十有四。十五載、安祿山、京師を陥る。公、家を以て乱を邸(音孚。州名)に避く。肅宗位に靈武に即くを聞き、羸服して之に赴き賊中に陥る。節を挺て汚る所無し。明年夏宵、遯れて行在に奔つて上謁す。左拾遺に拜せらる。詔して許して邸に還つて家を迎へしむ。官軍、京を収む。扈從して長安に還る。房琯、陳濤斜の敗を以て相を罷めらる。公、琯と旧交、疏を上つて琯才有り宜しく免免すべからざることを論ず。肅宗怒りて阿党と爲し、三司に詔して推問せしむ。宰相張鎰、力め救ひて免るることを獲。是れ自り甚だ省録せられず。乾元元年、遂に出されて華州の司功參軍と爲る。公、朝に立つこと財かに五月のみ。二年、関輔饑乱、官を棄て華を去る。西、隴を度りて秦州に客たり。尋いで成州の同谷県に寓す。自ら薪を負ひ橡栗を拾ひて自給す。兒女饑殍する者数人。是の歳冬、遂に家を携へて蜀に入る。時に裴冕蜀に帥たり。爲に禄米を給す。明年夏、成都の浣花里に於いて、竹を種多樹を植ゑ、江に枕して廬を結び、縦酒嘯詠して、田畯野老と相狎る。嚴武、成都に尹たるに及びて、公と世旧、待遇最も厚し。公傲誕、武其の宅に過る。時有りて冠せずして見ゆ。嘗て酔に憑つて武が牀に登り、武を瞪

視して曰く、敵挺之乃ち此の児有り、と。武、急暴と雖も、以て忤ふことを為さず〔新唐書曰く、甫酔ひて武が牀に登りて云云す。武之を衞み、一日甫を殺さんと欲す。冠、簾に鉤する者三たび。左右其の母に白す。奔つて救ひ止むることを得、と。旧史初めより此の事無し。蓋し唐小説載せる所にして新書其の謬を襲ふのみ。容齋隨筆、之を弁ずること詳らかなり〕。上元二年、暫く蜀州の新津県に如く。尋いで成都に還る。宝応元年、武、朝廷に帰り、公、武を送つて巴西に至る。徐知道反し蜀乱る。因つて梓州に入る。冬、成都に回つて家を迎へて梓に至る。明年、漢州及び閬州に往き、冬、復た梓に回る。是の歳、召して京兆府の功曹參軍に補せらる。赴かず〔公、窮甚だしと雖も、掾吏を屑しとせず。馬巴州に別る詩に見ゆ。唐書以て同谷に寓する時の事と為し、且つ云ふ道梗して赴くこと能はず、と。謬れり〕。広徳二年、復た梓閬間に浮游す。遂に荆南に下らんと欲す。既に舟を艤す。武再び兩川を鎮す。乃ち復た成都に帰る。武奏して節度の參謀と為し、檢校工部員外郎を授けらる〔朝官の列に在らざるを試檢校官と曰ふ。蓋し名は官にして実は爵なり〕。緋魚袋を賜はる〔緋袍を服し銀魚袋を佩す、是れ五品以上の章服。工部員外郎は従六品の上。蓋し特恩之を仮すなり。唐人、章服を重んず。公の詩、之を言ふこと数しばなり〕。永泰元年、武卒す。公、依る所無し。属たま崔盱乱を作し、蜀大いに擾る。身世益ます窮す〔唐書云ふ、敵武卒す。乃ち東蜀に遊んで高適に依る。既に至りて適卒す、と。誤甚だし。適は東川自り入朝し散騎常侍を拜して乃ち卒す。公の集、忠州にして高常侍が亡を聞く詩有り〕。公、蜀に在ること凡て七年、是に於いて卒に東に下り、戎州自り渝州に至り、尋いで忠州に赴き、遂に雲南に入りて之に居る〔夔州の属県〕。大曆元年、遷つて夔府に居る。二年、赤甲及び漢西・東屯〔皆夔の属邑〕に遷る。三年春、始めて峽を出で、暫く江陵に居る。秋、移つて公安に次す〔県、江陵に属す。唐書云ふ、扁舟峽を下り、未だ舟を維がずして江陵乱る。乃ち襄衡に游

ぶ、と。亦た非なり。公の集、江陵及び公安に居る詩有り、至つて多し〕。冬、岳陽に赴く。四年春、遂に入りて潭州に居る。夏、湘流を泝つて衡州に赴く。暑を畏れて復た潭州に回る。五年四月、藏玠の乱に値ひ、再び衡州に入る。尋いで復た還る。公、蜀を離れて自り漂泊六年。是れより先、舟居中風に染まり、偏身遂げず〔峽中物を覽る詩に云ふ、舟中病を得て衾枕を移す、と。蓋し夔に至るの前、已に病を得るなり〕。竟に寓を以て卒す〔月日詳かならず〕。年五十有九。岳陽に旅殯す〔唐書及び年譜並に云ふ、耒陽に卒す、と。非なり〕。子宗文早く卒す。次子宗武、江陵に漂寓して終る。元和中、宗武が子嗣業、父の遺命を奉じて柩を遷して、偃師の首陽山に帰葬す。元稹其の墓に誌す。深く景仰の意を致す〔文、本集に見ゆ〕。元の至元二年、追諡して文貞公と曰ひ、浣花の草堂を以て崇祀すと云ふ。公、詩才天縱、少くして李白と名を齊しくす。時に李杜と称す。学識淹博、古今を貫鑿す。風調清新、属对律切、工を尽くし善を尽くす。李が及ぶ所に非ず。蓋し其の出処劳佚、喜樂悲憤、賢を好み悪を惡む、一に之を詩に見はす。而して又た君に忠に国を憂ひ、時を傷み乱を念ふを以て本旨と為す。其の詩を読み、以て其の世を知る可し。故に当時号して詩史と為す〔本事詩に見ゆ〕。文集六十卷有り。韓昌黎称す、李杜文章在り、光焰万丈長し、と。其の尚ばるること此の如し。蘇東坡謂ふ、詩は情に発し、忠孝に止まる。古今詩人衆し。而して公を首と為す者は、豈に其の流落飢寒、終身用ひられずして、一飯未だ嘗て君を忘れざるを以てに非らずや、と。嗟呼、此れ其の詩に聖にして万世の宗師為る所以なり〔楊万里曰く、李は詩に神、杜は詩に聖、と。按ずるに後人、詩聖と称す、其れ斯に由るか。猶ほ王右軍を書聖と号すがごときなり〕。新唐書、皆公未陽に客として牛炙白酒を啖ふを以て一夕にして卒すを載す。之を公の年譜に考ふるに、並に其の事無し。元微之が撰する所の墓誌に曰く、扁舟荆楚に下り、竟に寓を以て

卒す。岳陽に旅殯す、と。呂佖公も亦た曰く、夏、襄漢に還り、岳陽に卒す、と。確證と為すに足る。劉斧が撫異に曰く、公、耒陽に來たり、舟中飲みて酔ふ。是の夕、江漲つて其の尸を漂没す。何の処に落つるを知らず。朝廷詔して之を求む。聶令乃ち土を江上に積み、公、牛酒飲きて死し此に葬ると奏して、以て詔に應ず、と。史氏察せずして、其の謬を沿ひ、載せて本伝に入るは誤れり。漂没尸を失ふ、亦た太白月を捉へて溺死するの説の如きのみ。公、嘗て衡嶽に遊び暴雨の為に阻まれ、数日食を得ず。聶耒陽、僕、水に阻まるを以て書をもて酒肉を致し飢を荒江に療す、県に至つて聶令に呈す詩有り。蓋し小説家はこれに由つて誣妄を致すのみ。宋人、公の祠に題す詩に云ふ、自ら是れ風霜病骨を侵す、牛酒詩腸を流すに干かるに非ず、と。此に見ること有るなり。公、舟居痲を病む、年譜載することを失す。集中に風疾舟中枕に伏して懷を書す三十六韻有り。又た清明の詩に、此の身漂泊西東に苦しみ、右臂は偏枯半耳は聾、寂寂舟を繫いで双び下る涙、悠悠枕に伏して左空に書す、と。蓋し湖南に在る時なり。初め浣花の草堂に在り、賓至る詩に云ふ、老病人に扶けられて再拜難し、と。雲南客居の詩に云ふ、病に臥して脚の廢するを憂ふ、と。又た云ふ、旧疾廿載來、衰年足無きことを得んや、と。杜鵑の詩に云ふ、身病みて拝すること能はず、涙下りて迸泉の如し、と。則ち其の患ふこと年有り。故に峽を出て以來、率むね舟居するなり。註家此の事を詳らかにせず、故に其の病を憂ふ詩句、皆茫然として視て套語と爲し、観感する所有ること能はず。親朋一字無く、老病孤舟有りの如き、是れを以て其の湖に臨む情状を想へば、所謂此の茫茫に對して、百端交ごも集まる、其の愁思の勝へざるのみならず、共極まり無し。豈に畜だ舟車も載すること能はざるのみならず、吳楚東南に圻け、乾坤日夜浮かぶと斤兩相称ふ所以なり。

徐氏筆精乃ち謂ふ、杜詩岳陽樓、上半は渾雄警策、親朋一字無しに至つて、殊に謂れ無きを覺ゆ。而して結句も亦た称はず、と。噫、談何ぞ容易なる。凡て詩を読む、作者の實際を得ざれば、則ち詩の精神沈没す。豈に深く惜しまざらんや。公の卒、月日を失す。宋の時、成都の太守二月二日出でて遊んで自り、号して遨頭と爲す。士女牀を列ねて之を觀る。群然春を趁ふて行樂す。四月十九日に至つて乃ち止む。是の日之を浣花の遨頭と謂ふ。公の草堂滄浪亭に宴す。城を傾けて皆出で、錦繡道を夾み、他時より甚だし。東坡詩の註及び老學庵筆記に見ゆ。蓋し本と踏青自り來たる。乖崖張公、蜀に帥たる時に始まる。陳元靚が歲時広記に之を言ふこと詳らかなり。後学の瓣香、或いは以て公の忌辰と爲す。是れ年譜に、四月衡州に入る。柳州に如かんと欲し、耒陽に至つて卒す、と云ふに因つて、此の臆料を致すのみ。嘗て顧修遠の説を見るに曰く、公の長沙にして李衡を送る詩に、子と地を南康州に避け、洞庭に相逢ふ十二秋。末に云ふ、朔雲寒菊離憂を倍す、と。公、乾元己亥、地を同谷に避けし自り、大曆庚戌に至る、実に十二秋なり。公、是の年卒す。朔雲寒菊は、応に是れ秋末冬初なるべし。公卒するの月、考ふ可からず。是の詩に拠れば、當に冬に卒すなるべし。此れ詩を以て断を爲す、最も確かなり。但だ恨むらくは其の忌日は終に得て詳らかにすること難し。浣花遨頭は、乃ち祐聖夫人任氏の誕日。蜀記に、浣花の梵安寺は、本と杜甫の旧宅。大曆中、節度使崔寧の妻任氏之に居る。仏を奉ずること甚だ篤し。遂に捨てて寺と爲す。人為に廟を其の中に立つ。四月十九日、衆此に遨遊す、と。是れなり。嘗て聞く、温州に杜拾遺の廟有り、訛して杜十姨と爲す。遂に廟貌を更めて婦人の像と爲す、と。今復た任氏が生日を以て公の忌日と爲す。胡為れぞ屢しば婦人の為に誤らる、亦た歎ず可からざらんや。公諡号の事、嘗て続

文献通考を閲す。曰く、元の至元二年追つて文貞と諡す、と。但だ未だ出処を審らかにせず。後、王弼が宛委餘編を覽る。曰く、偶たま張伯雨、紐憐大監に贈る詩を閲す。跋に云ふ、曾て疏して請ふて浣花草堂を以て祀典に列す。又た請ふて諡を賜ふことを得て文貞と曰ふ。虞奎章集、其の事を紀す、と。元史を閲するに紐憐が伝有り。而れども此の事を載せず。公の文貞と諡する、後世知ること罕なり。通考蓋し諸を此に取る、或いは別に拠見有るか、博古の者之を考するを俟つ。孟子曰く、其身世遭遇の概を詳らかにせざれば、其の時を撫し事に感ずるの旨を知らず、良工の苦心に負くこと多し。故に為に墓誌年譜新旧唐史を參攷し、旁はら遍く諸書の録する所、文献徴するに足る者を探り、謹んで公の伝を修す。公の詩を読む者に便すと云ふ。

皇和文化十二年乙亥臘前三日、東陽書院の稽古精舎に書す

(注1) 杜甫(七二二～七七〇)の伝記として基本となるのは、元和八年(八一三)に書かれた元稹の「唐檢校工部員外郎杜君墓系銘並びに序」、旧唐書「卷一九〇下文苑伝下及び「新唐書」二〇一文藝伝上の杜甫伝であり、他に元・辛文房「唐才子伝」卷二にも伝がある。このうち、「新」杜甫伝は黒川洋一氏による訳注(小川環樹編「唐代の詩人―その傳記」所収、大修館、一九七五年)があり、東陽の杜文貞公伝を読む上で参考になる。「唐才子伝」には、布目潮瀧・中村喬両氏による口語訳がある他(「唐才子傳の研究」訂正重版、汲古書院、一九八二年)、傅璇琮主編の「唐才子傳校箋」五冊(中華書局、一九八七～九五五年)がある。なお、杜甫に関する参考文献や研究書については、黒川氏の「鑑賞中國の古典⑩杜甫」(角川書店、一九八九年)を参照。

(注2) 襄陽 今の湖北省襄陽市。杜甫の先祖を襄陽の人とするのは、「旧」

伝による。杜氏の本籍地は、元來、京兆の杜陵とされるが、東晋末、劉裕(宋の武帝)が北征した際、それに随つて南渡し襄陽に移り住んだとされる。吉川幸次郎「杜甫私記」(家系)(筑摩書房、一九八〇年)後に「吉川幸次郎全集」第十二卷所収)参照。

(注3) 晋征南大將軍預。晋・杜預(字は元凱。二二二～二八四)のこと。呉を平定するのに大功のあつた武人であるとともに、「春秋左氏伝」の注「春秋経伝集解」三十卷を著した学者でもあつた(「晋書」卷三四)。なお、津阪東陽は杜預の官銜を征南大將軍とするが、これは「新唐書」杜審言伝によつたものか。杜甫の開元二十九年(七四二)作「遠祖当陽君を祭る文」(詳註卷二十五)や「晋書」武帝紀及び杜預伝では、鎮南大將軍。

(注4) 杜依藝 河南鞏県(今の河南省鞏県)の令(県知事、從六品上)となつたこと以外、事跡不明。

(注5) 杜審言 字は必簡(六四五?～七〇八)。則天武后時代の宮廷詩人で、李嶠・崔融・蘇味道らとともに「文章四友」の一人であつた。最高官位は膳部員外郎(從六品上)。死後、著作郎(從五品上)を追贈された。「旧唐書」卷一九〇、「新唐書」卷二〇一に伝があり、「新」伝については興膳宏氏の訳注がある(「唐代の詩人―その傳記」所収)。

(注6) 杜閑 武功県(今の陝西省武功県の西北)尉(正九品下)及び奉天県(今の陝西省乾県)の令(從六品上)となつたこと以外、事跡不明であつたが、王輝斌「杜甫之父杜閑考略」(「首都師範大学学报」一九九七年二期)によれば、高宗の永淳元年(六八二)の生まれで開元二十九年(七四二)兗州司馬在任中に卒したという

(注7) 杜陵 長安の南郊。漢の宣帝の陵(杜陵)がある。東陽は「別れを恨む」詩(詳註卷九)に注して「公、曾祖以來洛陽に居り、墳墓田園有り。故に公、長安に生まると雖も、然れども常に洛陽を指して故郷と為す」という。なお、杜甫の出生地は、河南省鞏県の東にある瑤湾(南瑤湾村)だとされており(聞一多「少陵先生年譜會箋」、聞一多全集「第三卷、上海開明書店、一九四八年/四川省文史研究館編「杜甫年譜」、四川人民出版社、一九五八年/馮至「杜甫伝」、北京人民出版社、一九五二年/蕭滌非「杜甫研究」修訂本、齊魯書社、一九八〇年/陳貽燾「杜甫評伝」上卷、上海古籍出版社、一九八二年/金啓華・

胡問濤『杜甫評伝』、陝西人民出版社、一九八四年)、現在この地には杜甫古里記念館が立てられ、杜甫が生まれたという密洞が遺蹟として保存されているが、近年、洛陽だとする説が出された(王輝斌『杜甫出生地考実』、『首都師範大学学报』一九九八年第四期)。

(注8) 不羈 才能すぐれ、型にはまらず束縛をきらう。『新傳』にその人となり「放曠にして自ら検せず」と評する。

(注9) 遊吳越齊趙間 黒川氏によれば、杜甫が吳越(今の浙江・江蘇)に遊んだのは二十歳の前半で、齊趙(今の山東・山西)に遊んだのは二十代後半と三十代前半である(『新傳』伝訳注)。傅璇琮主編『唐五代文学編年史【初盛唐卷】』(遼海出版社、一九九八年)は、吳越の漫遊を開元二十年(七三二)に繫年し「本年前後、杜甫吳越に漫遊す」という。また開元二十六年(七三八)の条に「本年前後数年中に杜甫東のかた齊趙に遊ぶ」と。

(注10) 李邕 字は太和。江都(江蘇省揚州)の人(六七五〜七四七)。「文選」の注で知られる李善の子。若くして文名高く、天宝の初、北海太守となり、同六載(七四七)、罪を構えられ宰相李林甫(？〜七五二)の内意を受けた監察御史によって杖殺された。代宗の時、秘書監を追贈された(『旧唐書』卷一九〇中、『新唐書』卷二〇二)。李昂の大曆三年(七六八)作「唐故北海郡守贈秘書監江夏李公墓誌銘並序」(周紹良主編『唐代墓誌彙編』所収、上海古籍出版社、一九九二年)がある。寛文生氏の「李邕伝初探」(『太田進先生退休記念中国文学論集』、一九九五年)参照。杜甫が李邕に会ったのは、天宝四載(七四五)濟州(山東省済南市)に於いてのこととされ、李北海に陪して歴下の亭に宴す(『詳註卷一』)、李太守が歴下の古城の員外の新亭に登るに同す(同上)詩があり、「韋左丞丈に贈り奉る二十二韻」詩(同上)には「李邕は面を識らんことを求め、王翰は隣をトせんことを願ふ」と詠じられ、後年の「八哀詩」(『詳註卷十六』)にも「秘書監江夏李邕」と題する作がある。

(注11) 挙進士不第 河南府から郷貢進士に推挙されたが尚書吏部での進士の試験に落第したことをいう。杜甫が初めて科挙を受けたのは、開元二十三年(七三二)二十四歳の時とされる。なお、この時は高適も同じく落第している。杜甫は後年「壯遊」詩(『詳註卷十六』)において「帰

帆天姥を払い、中歳旧郷に貢せられる。(中略)忤なやいて考功の第より下ち、独り辞す京尹の堂」と回想している。もともと、鄭健行「杜甫府試下題試説」(『唐代文学研究』第六輯、広西師範大学出版社、一九九六年)は、この「壯遊」詩の一節は河南府試に合格しなかったことをいうものだとする。

(注12) 匭 則天武后の垂拱元年(六八五)に設置された目安箱。当時四つの投書箱が置かれ、そのうち延恩匭は、仕官を陳情する者のために設けられていた(『大唐六典』卷九、匭使院)。

(注13) 三大礼賦 天宝十載(七五二)正月壬辰(八日)、玄宗が太清宮に朝献し、癸巳(九日)、太廟に朝享し、甲午(十日)、天地を南郊に合せ祀つたのを、それぞれ寿いだ賦三篇。『詳註卷二十四』に見える。

(注14) 集賢院 玄宗の顧問應對に備えるために、開元十三年(七二五)に設置された。図書の遺逸を集め、隠れた賢才を発掘することなどを目的とした(『大唐六典』卷九、集賢殿書院)。杜甫の天宝十三載作「西嶽を封ずるの賦を進むる表」(『詳註卷二十四』)に「頃歳、國家郊廟に事有り、幸ひに賦を奏するを得て、集賢院に待制せしめらる」と。

(注15) 陳希烈 天宝五載(七四六)李林甫によって宰相職たる同中書門下平章事に拔擢された。李林甫を輔佐して政治を壟断した。後に安祿山の政府に仕え、至徳二載(七五七)肅宗から死を賜った(『旧唐書』卷九七、『新唐書』卷二三三上)。

(注16) 河西尉 河西は地名だが、従来どこかはっきりしなかった。吉川幸次郎「杜甫詩注」第二冊(筑摩書房、一九七九年)五六六頁には、鈴木虎雄注の河西節度使管下の尉官という説、聞一多「少陵先生年譜會箋」の雲南省とする説、及び池田温「盛唐之集賢院」(『北海道大学文学部紀要』一九、一九七一年)の河中府蒲州(今の山西省永濟県)とする説を挙げ、池田説もつとも傾聴すべきであろうという。その他、郭沫若の四川省の宜賓県附近とする説(『李白与杜甫』北京人民出版社、一九七一年)もあつたが、朱明倫「杜詩〈不作河西尉〉解」(『文学遺産』一九八一年四期)が今の陝西省合陽県であることを考証して以来、それを支持する論者が多い。陳貽敏「杜甫評伝」第六章第六節、金啓華・胡問濤「杜甫評伝」、陳文華「杜甫伝記唐宋資料考辨」(台湾・文史哲出版社、一九八七年)はいずれも朱説による。尉は県の属官で税

の徴収及び警察を掌る。

(注17) 風塵 俗吏の職。郡県の官吏をいう。東陽『夜航詩話』巻三に「風塵も亦た教義有り」とあるのを参照。

(注18) 官定詩 「官定まりて後に戯れに贈る」詩(詳註巻三)に「河西の尉と作らざるは、凄涼腰を折るが為なり。老夫は趨走を怖る、率府に且つは逍遙せん。酒に耽るは微禄に須ち、狂歌して聖廟に託す。故山掃興尽き、首を回らして風塵に向ふ」という。ちなみに「折腰」は、東晋・陶淵明「掃去來の辭」序の「我豈に能く五斗米の為に腰を折り、郷里の小児に向はんや」というのを踏まえた表現。

(注19) 右衛率府曹曹參軍 これは『新』伝に拠る。『旧』伝は京兆府兵曹參軍とする。但し、杜甫の「官定まりて後に戯れに贈る」詩の原注には「時に河西の尉を免ぜられ、右衛率府の兵曹と為る」とあり、それに従うべきである。ちなみに右衛率府曹曹參軍は、東宮の儀仗を掌る太子右衛率府に属し、武器管理や役所の管轄を担当する。兵曹參軍は衛士の名簿を管理する人事担当。ともに正員一人、従八品下。杜甫が右衛率府兵曹參軍に任じられたのは、天宝十四載(七五五)十月のことである。

(注20) 鄜州 今の陝西省富県。

(注21) 肅宗即位靈武 肅宗、諱は亨。玄宗の第三子。天宝十五載七月、四十六歳にして靈武(今の寧夏ウイグル自治区靈武県)に於いて即位し至徳と改元した。

(注22) 行在 この時、鳳翔(今の陝西省鳳翔県)に行在所が置かれていた。杜甫に至徳二載(七五七)作の「京自り竄して鳳翔に至る。行在所に達するを喜ぶ」詩三首(詳註巻五)がある。

(注23) 左拾遺 門下省に属し、天子に供奉し諷諫することを掌る。正員二名、従八品上。杜甫が左拾遺に任じられたのは、至徳二載五月のこと。「述懐」詩(詳註巻五)に「涕淚拾遺を授けられ、流離主恩厚し」という。清・錢謙益(一五八二〜一六六四)の箋注には、その時の辞令書が挙げられている。

(注24) 詔選鄜迎家 「北征」詩(詳註巻五)に「皇帝二載秋、閏八月初吉。杜子將に北征し、蒼茫として家室を問はん」とす。維れ時は艱虞に遭ひ、朝野暇日少なし。願って慚づ恩私を被り、詔して蓬華に帰るを許すを」

という。杜甫が房琯を弁護して肅宗の怒りを買ったのは、至徳二載(七五七)五月のこと、その歳の閏八月鄜州に家族を見舞った。

(注25) 官軍收京 至徳二載九月、広平王(李俶)・郭子儀らが長安を回復した。

(注26) 扈從長安 肅宗が長安に戻ったのは、至徳二載十月のこと、この時、杜甫は鄜州の家族のもとにいた。杜甫が家族を連れて長安にもどるのは十一月以降。

(注27) 房瑄 字は次律、河南(今の河南省洛陽市)の人(五九七〜七六三)。初め陸渾山に隠遁していたが、開元十二年(七二四)、その「封禪書」が張説(六六七〜七三一)に認められ、秘書省校書郎となった。その後、監察御史、主客員外郎・郎中、給事中等を歴任。一時地方に出されたこともあったが、天宝十四載には憲部侍郎となった。天宝十五載(七五六)、安祿山の乱により玄宗が蜀に蒙塵するや、玄宗のもとに馳せ参じ、宰相職たる文部尚書同門下平章事を拝命、やがて冊を奉じて靈武に赴き肅宗に拜謁し、その政權下で重きをなした。至徳元載(七五六)十月、上疏して自ら兵を率いて長安・洛陽を回復せんことを請うて出陣したが、古式に倣い無謀な車戦を試み長安西郊の陳濤斜で大敗を喫した。至徳二載五月、太子少師に貶せられた。その後、邠州刺史・太子賓客・礼部尚書・晋州刺史・漢州刺史を歴任、宝応二年(七六三)四月、刑部尚書となり、その年の八月(広徳元年八月)、六十七歳で卒した。『旧唐書』巻一一一、『新唐書』巻一三九に伝がある。なお、杜甫との関係については、『旧唐書』杜甫伝に「房瑄は布衣の時、甫と善し」、『新唐書』杜甫伝に「房瑄と布衣の交はりを為す」とあるが、黒川氏によれば「はたして至徳二年以前に二人が交友関係を持っていたかといえ、それは甚だ疑わしい。二人の直接の関係は、至徳二年、杜甫が房瑄の罪を弁護したときに始まるとみるべきである」(『新』伝訳注)のだが、陳冠明「房瑄行年考」(『杜甫研究学刊』一九九八年一期)のように「布衣の交」を肯定する向きもある。

(注28) 三司推問 尚書刑部・御史台・大理寺による合同審議。杜甫の「口勅もて三司推問より放たれしを謝し奉る状」(詳註巻二五)は、不起訴処分となったことを感謝する上奏文。吉川幸次郎「杜甫詩注」第四冊(筑摩書房、一九八〇年)へはしがき一に詳しい解説がある。

(注29) 張鎬 字は從周、博州(山東省聊城市)の人(？)七六三。房瑄の後任として至徳二載五月から乾元元年(七五八)五月まで宰相職たる中書侍郎同中書門下平章事の任に在った。清廉でよく士を遇し天下の人望を集めたという。『旧唐書』卷一一一、『新唐書』卷一三九に伝がある。

(注30) 華州司功參軍 華州は、今の陝西省華縣。州の等級は上輔(唐代の州県は、その重要性や戸数の多寡によって等級があり、その違いが地方官の品階や俸給に関係した)、首都長安と東都洛陽との間にある要衝である。司功參軍は、人事課長。品階は從七品下。

(注31) 関輔 関中および三輔。長安一帯の首都圏をいう。

(注32) 隴 隴州。今の陝西省隴県。

(注33) 秦州 今の甘肅省天水県。

(注34) 成州同谷県 今の甘肅省成県。

(注35) 自負新拾橡栗 杜甫の「乾元中、同谷県に寓居して作れる歌」七首其(一)(詳註巻八)に「歳どし橡栗を拾ひて狙公に随ふ」と。橡栗は、ささぐりの実。狙公は、猿まわし。

(注36) 饑殍 飢えに苦しみ、ひどい場合は死に至る。この記述は、『旧唐書』杜甫伝に「甫、成州同谷県に寓居し、自ら薪を負ひ枵を探り、兒女餓殍する者数人」とあるのに基づく。枵は、枵と同じで、野生の雑穀のこと。杜甫の「同谷県に寓居して作れる歌」其(二)(詳註巻八)には「男呻女吟四壁静なり」と、この当時子供たちが飢えに苦しみ呻いている様子が詠じられているものの、この時は黒川氏が指摘されるように子供が餓死した事実はない。ただし、天寶十四載(七五五)の「京自り奉先県に赴く詠懷五百字」詩(詳註巻四)には「門に入れば号咷を聞く、幼子餓えて已に卒せり」と詠ぜられており、かつて杜甫は幼子を栄養失調のため亡くしたことがあった。ちなみに、陳文華『杜甫傳記 唐宋資料考辨』第一篇(家族資料之考訂)では、杜甫に三男三女があったとし、天寶九載(七五〇)に宗文が、十載十一載に二人の女が、十二載に宗文が生まれ、十三載に翌年餓死した(幼子)が生まれたと推定し、更に清・施鴻保『說杜詩說』に拠って大曆五年(七七〇)に一、二歳で夭死した女があったとする説を立てている。

(注37) 裴冕 字は章甫、河東の人(？)七六九。『旧唐書』卷一一三、『新

唐書』卷一四〇に伝がある。都賢皓『唐刺史考』(中華書局、一九八七年)によれば、乾元二年(七五九)から上元二年(七六一)まで、成都尹・劍南西川節度使の任に在った。

(注38) 田峻野老 田夫野老と同じ。いなか親爺。なお、この記述は『旧唐書』杜甫伝に「甫、成都の浣花里に於いて竹を種ふ木を植ゑ、廬を結び江に枕し、酒を縦にして嘯詠し、田夫野老と相狎蕩し、拘檢すること無し」とあるのに基づく。ちなみに、杜甫の浣花草堂が落成したのは、上元元年(七六〇)春のことである。「居を卜す」(詳註巻九)「堂成る」詩(同上)がある。

(注39) 嚴武 字は季鷹(七二六〜七六五)。華州華陽(今の陝西省)の人。中書侍郎嚴挺之の子。『旧唐書』卷一一七、『新唐書』卷一二九に伝がある。『唐刺史考』によれば、上元二年(七六一)から宝應元年(七六二)まで成都尹・劍南節度使を務め、その後、広徳二年(七六四)から永泰元年(七六五)の間も、再びその任に在った。嚴挺之の伝は、『旧唐書』卷九九、『新唐書』卷一二九。なお、杜甫の「八哀詩」(詳註巻十六)のなかに嚴武を悼む詩がある。

(注40) 唐小説 雲溪子と号した晚唐(范攄『雲溪友議』卷二に「嚴」武年二十三、給事黃門侍郎と為る。明年、旄を西蜀に擁し、累りに飲筵に於いて客に対して其の筆札を購す。杜甫拾遺、酔ひに乗じて言ひて曰く、謂はざりき嚴挺之に此の兎有るや、と。武は目を悲らすこと之を久しうして曰く、杜審言の孫子、虎の髭を捋らんと擬すや、と。合座皆笑ひ、以て之を弥縫す。武曰く、公等と飲饌して飲を謀るに、何ぞ祖考に至るや、と。房大尉縮も亦た微しく忤ふ所有り、憂怖して疾を成す。武の母、賢良を害損せんことを恐れ、遂に小舟を以て甫を送り峽に下らしむ」云々と見える。

(注41) 容齋隨筆 南宋・洪邁(一一二二〜一二〇二)の著。容齋は、その号。もと五筆(隨筆十六卷・統筆十六卷・三筆十六卷・四筆十六卷・五筆十卷)に分かれ、このうち、初めの隨筆十六卷については、天保二年(一八三二)に和刻本(汲古書院刊「和刻本漢籍隨筆集」第三集に影印を取む)が出たが、もとより東陽歿後のことである。『容齋隨筆』卷六へ嚴武、杜甫を殺さずの条に「新唐書嚴武伝に云ふ、房瑄、故の宰相たるを以て巡内刺史と為るも、武慢倨にして礼を為さず。最も

杜甫に厚し。然れども甫を殺さんと欲すること数しばなりき。李白、蜀道難を為るは、房と杜との為に之を危ぶむなり、と。甫の伝に云ふ、武、世旧を以て甫を待す。甫、之に見ゆるに、或いは時に巾せず。嘗て酔ひて武の牀に登り、睜視して曰く、嚴挺之乃ち此の兇有り、と。武、之を衝み、一日甫を殺さんと欲す。冠、簾に鈎すること三たび。左右其の母に白し、奔り救ひて止むるを得、と。旧史但だ云ふ、甫、性褊躁、嘗て酔に憑つて武の牀に登り、其の父の名を斥すも、武以て忤ふことを為さず、と。初めより所謂殺さんと欲するの説無し。蓋し唐小説の載せる所にして、新書以て然りと為す、云々と見える。

(注42) 蜀州新津県 今の四川省新津県。杜甫が新津県に行つたのは上元二年(七六一)正月のこと。二月に成都に戻つた。

(注43) 武婦朝廷 宝応元年(七六二)七月、嚴武が京兆尹に任命されて帰京する際、「嚴公の入朝するを送り奉る十韻」(詳註巻十一)、「奉濟駅にて重ねて嚴公を送る四韻」(同上)がある。

(注44) 巴西 今の四川省綿陽県の東。

(注45) 徐知道 西川兵馬使の任にあり、宝応元年(七六二)に乱を起こした。

(注46) 梓州 今の四川省三台県。劍南東川節度使の治所がおかれた。

(注47) 漢州 今の四川省広漢県。

(注48) 閬州 今の四川省閬中県。

(注49) 京兆府功曹參軍 京兆府は首都長安を管轄する行政府で、功曹參軍はその人事課長のような職。品階は正七品下。

(注50) 別馬巴州詩「奉寄別馬巴州」(馬巴州に寄せ別れ奉る)詩(詳註巻十三)の原注に「時甫除京兆功曹、在東川」(時に甫、京兆功曹に除せられ、東川に在り)という。除は、もとの官職を取り除いて新たな官職を授けること。

(注51) 唐書 ここで東陽が言う「唐書」とは、『旧唐書』のこと。その杜甫伝に、「甫、成州同谷県に寓居し、自ら薪を負ひ柶を採り、兒女餓殍する者数人。之を久しうして、召されて京兆府功曹に補せらる」とある。但し、「道梗して赴くこと能はず」という表現は見えない。何に基づくか不明。あるいは、北宋・王洙(字は原叔、九九七〜一〇五七)の「杜工部集の序」に「遂に蜀に入る。居を成都浣花里に卜す。復た東川に

適く。之を久しうして、召されて京兆府の功曹に補せらるも、道阻なるを以て赴かず」云々というのと混同したのであろうか。なお、杜甫が京兆府功曹参軍に召されたのを、東陽は字都宮遯庵の龜頭増広本「杜律集解」に載せる明・単復の年譜によつて宝應二年(七月に広徳と改元、七六三)のこととするが、聞一多「杜少陵年譜会箋」によれば広徳二年(七六四)の春のことで、『唐五代文学編年史』[中唐巻]では同年の二月に繫年する。

(注52) 荆南 今の湖北省江陵県。

(注53) 兩川 劍南東川と劍南西川。今の四川省全域。至徳二載(七五七)劍南が東川と西川の二節度使に分けられ、広徳二年(七六四)再び統一された。

(注54) 檢校工部員外郎 節度使及びその僚佐は、元來令外の官であり、官品がなかつたので、中央政府の官職を帯びさせたが、檢校はこうした加官の一種である。工部員外郎は、土木を掌る尚書工部の三等官で、従六品上。

(注55) 章服 唐代、三品以上は紫衣を服し、五品以上は緋衣を着たが、その官位に及ばない者にも、しばしば賜紫・賜緋の拳があり、紫衣・緋衣を賜つた。『旧唐書』卷四五、輿服志に「恩制に緋紫を賜賞し、例ね魚袋を兼ねしむ。之を章服と謂ふ」と。銀魚袋は、銀製の魚形の袋。

『容齋隨筆』巻一に「唐人章服を重んず。故に杜子美に「銀章老翁に付す」(朱紱平生に負く)病を扶けて朱紱を垂るの句有り」という。ちなみに、銀章「云々は「春日江村」詩五首其三」(詳註巻十四)に、「平生」云々は「独坐」詩(同上)に、「病を扶けて」云々は「春日江村」詩其四(同上)に見える。

(注56) 崔旰 旰は旰の訛字。永泰元年(七六五)四月に嚴武が亡くなった後、誰を次の節度使に推すかをめぐって、成都尹の郭英父と西山兵馬使の崔旰との間に争いが生じ、同年閏十月、郭英父が崔旰派の普州刺史韓澄に殺害されたため、柏茂琳・楊子琳らが崔旰追討の兵を挙げ、蜀中が乱れた。後出の崔寧と同一人物。(注53) 参照。

(注57) 高適 字は達夫(七〇〇?〜七六五)。辺塞詩人として知られる。『旧唐書』巻一一、「新唐書」巻一四三に伝が立てられ、『旧唐書』傳については寛文生氏の訳注がある(『唐代の詩人―その傳記』)。また周勣初「高

適年譜』(上海古籍出版社、一九八〇年)がある。乾元二年(七五九)彭州刺史となり、上元元年(七六〇)蜀州刺史に転じた。高適とは、杜甫がかつて齊趙に遊んだ時に親交を結んだ。そのことは、昔遊(詩註卷十六)「遺懷」詩(同上)に追懐されている。また高適の死を悼んだ「高常侍が亡するを聞く」詩(詳註卷十四)がある。常侍は、散騎常侍のこと。門下省に属し天子に侍奉して顧問應對を掌る。高適は広徳二年(七六四)長安に召還され刑部侍郎に任命されたのち、散騎常侍に転じた。

(注58) 戎州 今の四川省宜賓市。

(注59) 渝州 今の四川省重慶市。

(注60) 忠州 今の四川省忠県。

(注61) 雲南 これは雲安(今の四川省雲陽県)の誤り。

(注62) 夔州 今の四川省忠節県。

(注63) 江陵 今の湖北省江陵县。

(注64) 公安 今の湖北省公安県の西。

(注65) 襄陽 襄陽(今の湖北省襄陽市)と衡州(今の湖南省衡陽市)。

(注66) 岳陽 今の湖南省岳陽市。

(注67) 潭州 今の湖南省潭州市。

(注68) 臧玠之乱 大暦五年(七七〇)四月、湖南兵馬使の臧玠が団練使を殺害して乱を起こした事件。

(注69) 峡中覽物詩 詳註卷十五に見える。

(注70) 年譜 明・単復の年譜。(注51)参照。

(注71) 未陽 今の湖南省耒陽県。

(注72) 偃師首陽山 今の河南省偃師県の西北。

(注73) 元稹 字は微之、河南洛陽の人(七七九〜八三一)。白居易(七七二〜八四六)とは無二の親友で、当時詩人としての名声も拮抗し、(元白)と称せられた。『旧唐書』卷一六、『新唐書』卷一七四に伝があり、『旧』伝には山本和義氏の訳注がある(『唐代の詩人―その傳記』)。その詩文集に『元氏長慶集』六十巻があり、研究書および年譜に、花房英樹『元稹研究』(桑文堂、一九七七年)、下孝章『元稹年譜』(齐鲁書社、一九八〇年)がある。元稹が杜甫の墓係銘を書いたのは、元和八年(八一三)江陵士曹參軍在任中のことである。

(注74) 天縱 天賦の卓絶した才能。子貢が孔子を評して「天之を縱して、將(ま)ど聖ならんとす」(『論語』子罕篇)といった語に基づく。

(注75) 李白 字は太白(七〇一〜七六二)。「旧唐書」卷一九〇、『新唐書』卷二〇二に伝があり、『新』伝には寛久美子氏の訳注がある(『唐代の詩人―その傳記』)。参考文献等については、同氏の『鑑賞中国の古典』⑩李白(角川書店、一九八八年)参照。その伝記考証として松浦友久氏の『李白伝記論―客寓の詩想』(研文出版、一九九四年)がある。

(注76) 時称李杜 元稹の墓係銘に「是の時、山東の人李白、亦た奇文を以て称を取る。時人之を李杜と謂ふ」とあり、『新』杜甫伝に「少くして李白と名を齊しくし、時に李杜と号さる」というが、黒川氏の指摘されるが如く「杜甫がその生前に李白と並称されていたかどうかは大いに疑問」であり、杜甫を偉大な詩人であるとする認識は中唐の韓愈や元稹・白居易らによつて生まれたものである。また、元稹が李白を山東の人とするのも、誤り。李白自身は隴西の李氏だと称したが、実は西域に生まれ少年時代を蜀で過ごした。

(注77) 風調清新、属对律切 詩の調べが清新で、对句がびたつと決まっている。元稹の墓係銘に見える評語。ただし、それには「清新」を「精深」に作る。

(注78) 尽工尽善 『論語』八佾篇に「子、韶を謂ふ、美を尽くせり。又た善を尽くせり」とあるのを踏まえた表現。「韶」は、舜の音楽。

(注79) 好賢惡惡 『礼記』緇衣篇に「子曰く、賢を好むこと緇衣の如く、惡を惡むこと巷伯の如くなれば、則ち爵瀆れず、而して民惡に作り、刑試ひられず、而して民威服す」と。「緇衣」は『詩経』鄭風、〈巷伯〉は小雅の篇名。

(注80) 誦其詩可以知其世 『孟子』万章下に「天下の善士を友とするを以て未だ足らずと為し、又た古の人を尚論す。其の詩を頌し、其の書を讀み、其の人を知らずして可ならんや。是を以て其の世を論するなり。是れ尚友するなり」とあるのを踏まえている。

(注81) 本事詩 晚唐・孟棻の著。詩人の逸話集。その高逸篇に「杜(甫)禄山の難に逢ひ、隴蜀に流離す。畢く詩に陳べ、見(現と同じ)を推して隠に至り、殆ど遺事無し。故に當時号して詩史と為す」と。

(注82) 文集六十巻 杜甫の歿後まもない頃、樊晃によつて書かれた「杜工

部小集序」には、「文集六十卷、江漢の間に行なはる」とあり、「旧」杜甫伝にも「甫には文集六十卷有り」というが、六十卷本は現在伝わっていない。北宋・王洙の「杜工部集の序」に「甫集初め六十卷、今秘府の旧蔵、通人家の有する所、大小集と称する者は、皆亡逸の餘にして、人自ら編摭し、当時の第叙に非ず。中外の書を蒐遺すること、凡て九十九卷。其の重複を除き、千四百有五篇を定取す。凡て古詩三百九十有九、近体千有六。太平の時より起り、湖南にて作る所に終はる。居る所の次を視るに歳時先後を為すが若し。十八卷に分かつ。又た別録の賦筆雜著二十九篇を二卷と為し、合はせて二十卷」云々といふ。

(注83) 韓昌黎 中唐・韓愈(七六二～八二四)のこと。字は退之。昌黎(河北省)がその郡望であったため、韓昌黎と称する。六朝風の美文を否定し古文の復興に尽力し、詩人としても元稹・白居易らに対峙する一方の雄であった。また後進の士を誘掖し、孟郊(七五二～八一四)・張籍(七六六?～八三〇?)・李賀(七九〇?～八一六)・賈島(七七九?～八四三)といった個性的な詩人達がその周囲に集まった。「旧唐書」卷一六〇、「新唐書」卷一七六に伝があり、「新」伝には小南一郎氏の訳注がある(『唐代の詩人―その傳記』)。その詩文集に『昌黎先生集』四十卷外集十卷があり、わが国でも、明・蔣之翘注本に拠って、万治三年(一六六〇)に鶴飼石齋(元和元年「一六一五」)寛文四年「一六六四」訓点の『韓昌黎集』が刊行されている(汲古書院『和刻本漢詩集成唐詩』第七・八輯に影印を収む)。なお、『李杜文章在り、光焰万丈長』の句は、元和十一年(八一六)作の「張籍を調る」詩に見える。

(注84) 東坡 北宋・蘇軾(字は子瞻、一〇三六～一一〇一)のこと。東坡居士と号したのでかく称する。その『王定国詩集叙』(『東坡集』卷二十四)に「若し夫れ情に発し、忠孝に止まる者は、其の詩豈に同日にして語る可けんや。古今詩人衆し、而して杜子美を首と為す。豈に其の流落飢寒、終身用ひられずして一飯も未だ嘗て君を忘れざるを以てに非ずや」とある。なお、南宋・魏慶之『詩人玉屑』卷十四にも抄録する。

(注85) 楊万里 南宋の詩人(一一二七～一二〇六)。字は延秀、誠齋と号した。陸游(一一二五～一二二〇)・范成大(一一二六～一一九三)・尤

袤(一一二四～一一九四)とともに南宋四大詩人と称せられる。『宋史』卷四三三に伝がある。李白を「詩に神なる者」、杜甫を「詩に聖なる者」とするのは、『江西宗派詩序』(『誠齋集』卷七十九)に見える。

(注86) 王右軍 東晉・王羲之(三〇三～三六一、一説に三〇七～三六五)のこと。字は逸少。琅邪臨沂(山東省臨沂市)の人。右軍將軍・會稽内史となったので、王右軍という(『晋書』卷八〇)。書法に巧みで、後世、書聖と称された。『晋書』王羲之の伝には、興膳宏氏の訳注がある(『六朝詩人傳』所収、大修館、二〇〇〇年)。

(注87) 呂汲公 汲は波の訛字。呂汲公は、北宋の呂大防(一〇二七～一〇九七)のこと。字を微仲といい、哲宗の時、汲公に封せられたので、呂汲公と称す。『宋史』卷三四〇に伝がある。その著『杜甫年譜』は『分門集註杜工部詩』巻首に載せる。

(注88) 劉斧 北宋の人。著に『青瑣高議』前集十巻後集十巻がある。『摭異』は現在、散逸して伝わらないが、清・翁方綱(一七三三～一八一八)の『蘇詩補注』巻一には、宋刊本『注東坡先生詩』に「杜子美、未陽の聶侯に依る。侯礼を以て之を遇せず。忽忽として恰まず。多く村落の間に遊ぶ。一日、江上の洲中に過り、飲醉して酒家に宿す。其の夕、江水暴かに漲り、驚濤の為に其の戸を漂泛せらる。元(文)宗南内に還るに泊び、之を思ひ、天下に詔して之を求む。聶侯乃ち土を江上に積みて曰く、子美、白酒牛炙の為に厭飲して此に死せり」と。詩人皆之を憾み、其の詞に題す。皆感歎の意有り」と引くのを挙げる。なお、南宋・黄鶴の『杜工部年譜』(宋・徐居仁編、黄鶴補註『集千家註分類杜工部詩』に載せる)に「摭異謂ふ、玄宗南内に還つて、子美を思ひ、天下に詔して之を求む。聶侯乃ち空土を江上に積みて曰く、死して此に葬る」と見える。東陽は、清・王楙『秋燈叢話』に拠つてこれを引くか。↓「補注一」参照。

(注89) 太白 李白(七〇一～七六二)の字。李白が水面に映つた月を捉えようとして溺死したという伝説については、五代後周・王定保『唐摭異』に「李白、宮錦袍を着て采石江中に遊ぶ。傲然自得し、旁らに人無きが若し。酔ひに因つて水中に入り月を捉へて死す」とある。『容齋隨筆』卷三、(『李太白』)の条に「世俗多く李太白当塗采石に在り、酔ひに因つて舟を江に泛べ、月影を見て俯して之を取る、遂に溺死すと言

ふ」のは、俗伝で実信するに足らず、蓋し杜子美、白酒牛炙を食らひて死者と同じなり」という。李白の〈捉月〉説話については、松浦友久『李白伝記論』第十二章参照。なお、同章には杜甫の終焉説話についての考察も収められている。

(注90) 磊未陽云々詩 詳註卷二十三。

(注91) 小説家 晩唐・鄭勉晦『明皇雜錄』に「杜甫、後、湘潭の間に漂寓し、衡州未陽県に旅す。頗る令長の厭ふ所と爲る。甫、詩を幸に投じ、幸遂に牛炙白酒を致して以て遺る。甫、飲むこと過だ多く、一夕にして卒す。集中に猶ほ磊未陽に贈る詩有るなり」という。

(注92) 宋人題公祠詩 詩人玉屑 卷十九に引く、南宋・鄒定(字は応可、一一二〇〜一一七〇)の「杜工部祠を過る」詩に「疇昔詩を哦し未陽を憶ふ、茲に檄を捧ずるに因つて祠堂を過る。一生忠義孤吟の裏、千載淒涼古道の傍。自らはれ風霜病骨を侵す、牛酒詩腸を流すに干かるに非ず。明朝解纜す秋江の上、問訊す先生一瓣香」と見える。なお、鄒定については、楊万里に「鄒応可墓誌銘」(『誠齋集』卷一二六)がある。また『詩人玉屑』には寛永十六年(一一六三九)の和刻本がある(汲古書院刊『和刻本漢籍隨筆集』第十七集に影印を収む)。

(注93) 風疾云々詩 詳註卷二十三。

(注94) 清明詩 詳註卷二十三。

(注95) 賓至詩 詳註卷九。ちなみに、東陽の詳解に「按ずるに〈客有り〉詩に云ふ、氣を患つて句を経て久し、江に臨んで毛をトして新たななり」と。又た〈興を遣る〉に云ふ、衰疾那んぞ能く久しからん、と。疑ふらくは当時非を患ふ、腰脚自由ならず。後、湖南に在つて半体偏枯なるは、蓋し再発するなり」という。

(注96) 客居詩 これは雲安での作。詳註卷十四。なお、〈臥病憂脚廢〉は、各本、〈臥愁病脚廢〉(臥して愁ふ病脚の廢するを)に作る。東陽の記憶違ひであろう。

(注97) 旧疾云々 これは「客居」詩ではなく、「客堂」詩(詳註卷十五)に見える句。なお、詳註では〈甘〉を甘に作る。

(注98) 杜鵑詩 詳註卷十四。

(注99) 親朋云々 「岳陽樓に登る」詩(詳註卷二十二)に「昔聞く洞庭の水、今上る岳陽樓。吳楚東南に坼け、乾坤日夜浮かぶ。親朋一字無く、

老病孤舟有り。戎馬関山の北、軒に憑つて涕泗流る」と。

(注100) 茫茫云々 『世説新語』言語篇に「衛洗馬初めて江を渡らんと欲し、形影慘悴す。左右に語りて云ふ、此の茫茫たるを見れば、覚えず百端交ごも集まる。苟も未だ有情を免れざれば、亦た復た誰か能く此を遣らん」と。衛洗馬は、晋・衛玠のこと。茫茫は、水面の果てしなく広がるさま。

(注101) 舟車不能載 何か基づくところがあるように思われるが、不明。

(注102) 斤両相称 三浦梅園(名は晋、享保八年(一一七三三)寛政元年(一一七八九)の「詩轍」卷六に「斤両ト云語ハ、衡ノカケ目ヨリ起リテ、ツリ合ノ軽重ナリ」という。

(注103) 徐氏筆精 明・徐燉(一一五七〇〜一六四五)撰の考証隨筆。全八卷。崇禎五年(一一六三二)刊本がある。その卷三、〈詩評〉に「杜甫の岳陽樓詩、大都浩然と伯仲す。杜の起首句、昔聞く洞庭の水、今上る岳陽樓」と。孟云ふ、八月湖水平らかなり、虚を涵して太清に混ず、と。杜の首聯、吳楚東南に坼け、乾坤日夜浮かぶ。孟云ふ、氣は蒸す雲夢

沢、波は撼す岳陽城、と。皆渾雄警策。杜の次聯に親朋一字無し、孟、端居聖明に恥つと云ふに至つては、謂れ無きを覚ゆ。而して結句各おの相称はず」とある。孟浩然(六八九〜七四〇)の作は「洞庭湖を望んで張丞相に贈る」と題する詩。古来、洞庭湖を詠じた作品のなかで、杜甫の「岳陽樓に登る」詩と並び称される。〈警策〉は、詩文の中で全体を引き立たせる重要な箇所、感動の中心。西晋・陸機「文の賦」(『文選』卷十七)に「片言を立て要に居る、乃ち一篇の警策」と。なお、「夜航余話」卷之下にも「徐氏筆精」を引く箇所がある。岩波・新日本古典文学大系本三四七頁参照。

(注104) 東坡詩註 『劉景文・周次元が寒食に同じく西湖に遊ぶに次韻す』

詩に「藍尾忽ち驚く新火の後、遨頭及ばんことを要す浪花の前」と見え、東坡の自注に「成都の太守、正月二日自り出遊す、之を遨頭と謂ふ。四月十九日の浪花に至つて乃ち止む」という。ちなみに、蘇東坡詩集の和刻本には、正保四年(一一六四七)刊の王十朋編陳仁錫評「東坡先生詩集」三十二卷(汲古書院『和刻本漢詩集成宋詩第十三輯』に影印を収む)、また明曆二年(一一六五五)刊の王十朋等注・劉辰翁評「增校校正王状元集註分類東坡先生詩」(『和刻本漢詩集成宋詩第十一輯』・

同十二輯）があり、ここに示した「劉景文」云々の詩は、前者では卷二（遊覽）の部に、後者では卷八（湖）の部に見える。

（注105） 老学庵筆記 南宋・陸游の著。その巻八に「四月十九日、成都之を浣花の遊頭と謂ふ。杜子美の草堂滄浪亭に宴す。城を傾けて皆出で、錦繡道を夾み、開歲宴遊自り是に至つて止む。故に最も他時より盛んなり。予蜀に客たること数年、屢しば此の集に赴く。未だ嘗て晴れずんばあらず。蜀人云ふ、戴白の老と雖も、未だ嘗て浣花日の雨を見ざるなり」とある。

（注106） 踏青 青草を踏む意で、春日郊外に出遊すること。その時期については、正月七日、二月二日、三月三日あるいは五月五日と地域や時代によって異なる。中村喬『中国歳時史の研究』（朋友書店、一九九三年）「上巳の風習と行事」参照。

（注107） 乖崖張公 北宋・張詠（九四六～一〇一五）のこと。字は復之。号は乖崖。濮州鄆城（山東省鄆城県）の人。太平興國五年（九八〇）の進士。益州の長官として治績を挙げた（『宋史』巻二九三）。著に『乖崖先生文集』十二巻がある。

（注108） 陳元靚歳時広記 陳元靚は、南宋、理宗の時の人。伝記は不詳。その著『歳時広記』巻一、〈蜀江に遊ぶ〉の条に「杜氏壺中贅録」を引いて、蜀中の風俗、旧と二月二日を以て踏青節と為す。都人士女絡繹として遊賞す。縷幕歌酒、四郊に散在す。歴政の郡守、強暴の虜れ有るを慮り、乃ち戍兵を岡阜塚塚の上に分遣して、馬を立て旗を張りて之を望ましむ。後、乖崖公蜀に帥たり。廻ち曰く、他處有るを慮るは、之を聚めて樂しみを為すに若かず、と。乃ち是の日に于いて万里橋自ら錦繡器皿を以て綵舫十数隻を結び、郡僚属官と之に分乘し、妓樂の教船、歌吹して前導す。名づけて遊江と曰ふ。是に於いて都人士女八九里の間に駢し、縦観すること堵の如し。宝歴寺橋に抵つて出で、寺内に讌す。寺前に一番市を規め、民の交易を絶つ。嬉遊樂飲、往歳に倍す。薄暮方て回へる」という。

（注109） 瓣香 形が花卉に似た香。もと禪僧が人を祝福するのに焚いたもので、転じて人を敬仰する意。

（注110） 顧修遠 明末清初の顧宸のこと。修遠はその字。江蘇省無錫の人。明・崇禎（一六二八～一六四四）の挙人。詳しい伝記は不明。その著

『辟疆園杜律註解』十七巻は、康熙二年（一六六三）に刊行され、元禄六年（一六九二）刊の和刻本がある（汲古書院刊『和刻本漢詩集成唐詩第二輯』に影印を収む）。その「長沙にて李十一衛を送る」詩（詳註巻二十三）の註解に、「詩に云ふ、〈朔雲寒菊〉と。応に是れ秋尽冬初なるべし。公卒するの月、考ふ可らず。是の詩に拠れば当に冬に卒すなるべし」とあり、更に「公、乾元二年の秋に于いて秦州に客たり。十月同谷県に往き、李と同じく地を此に避く。今、洞庭に在り復た相逢ふ。故に〈洞庭相逢ふ十二秋〉と云ふ。乾元二年己亥自り大曆五年庚戌に至る、凡て十二秋なり」云々という。顧修遠の説は、宇都宮遯菴の二つの注釈書、即ち元禄九年（一六九六）刊の漢文による鼈頭増注本『杜律集解』及び元禄十年（一六九七）刊のカナ交じり文による『杜律集解詳説』にも、それぞれ引かれており、東陽も『杜律詳解』のなかでたびたび言及する。なお、東陽が〈南康州〉というのは、〈西康州〉の誤り。西康州は同谷県のこと。

（注111） 祐聖夫人 崔杼の妾、任氏の封号。↓「補注二」参照。

（注112） 蜀記 北宋・晁公武『郡齋讀書志』巻八には宋・張守約撰『蜀記』一卷を、南宋・陳振孫『直齋書錄解題』巻八には唐・鄭緯撰『蜀記』二巻を著録する。いずれも現在、散佚。東陽が何に拠つて引いたか不明だが、例えば、南宋・虞仲榮等輯『成都文類』巻七、葛琳の「浣花亭に和す」詩の注に「按ずるに蜀記に、梵安寺は乃ち杜甫の旧宅。浣花に在り、城を去ること十里。大曆中、節度使崔寧の妻任氏も亦た之に居り、後に捨して寺と為す。人為に廟を其の中に立つ。毎歳四月十九、凡て三日、衆此に遊樂す」と見える。但し梵安寺は本来、杜甫の草堂と無関係らしい。王文才「冀国夫人歌詞及浣花亭記」（『草堂』一九八一第二期）および李殿元・李紹先「杜甫懸案揭秘」（四川大學出版社、一九九六年）の〈成都杜甫草堂之謎〉参照。

（注113） 崔寧 もとの名は旰。大曆元年（七六六）四月、劍南西川節度使となり、大曆三年（七六八）に入朝して寧という名を賜った。『旧唐書』巻一一七、『新唐書』巻一四四に伝がある。（注56）参照。

（注114） 温州 今の浙江省温州市。

（注115） 杜十娘 ↓「補注三」参照。

（注116） 続文献通考 石川竹厓『杜律詳解序』（注29）参照。

〔注117〕 王弼州宛委餘篇 石川竹屋「杜律詳解序」(注28) 参照。

〔注118〕 孟子曰云々 (注80) 参照。

〔注119〕 良工苦心 杜甫の「李尊師が松樹障子に題する歌」詩(評註巻六)に「已に知る仙客意相親しむを、更に覚ゆ良工心独り苦しむを」とあるのに基づく。

〔注120〕 文献足徴「論語」八佾篇に「夏の礼は吾れ能く之を言へども、杞は徴するに足らざるなり。殷の礼は吾れ能く之を言へども、宋は徴するに足らざるなり。文献、足らざるが故なり。足らば則ち吾れ能く之を徴せん」とあるのに基づく。もと、文は典籍、献は賢人の意。

〔注121〕 文化十二年乙亥 西暦一八一五年。時に東陽五十八歳。ちなみに、「寿壙誌銘」によれば、この歳の夏、江戸から帰国する途中、無断で鎌倉を遊覧したのが弾劾の対象となり、俸禄を削られ組附に貶され、儒職はそのままであったが講義などは無論できようはずもなく、「是れ自り意を進取に断ち、専ら力を著述に肆す。孝経論語春秋諸経義註成るも、屯蹙日に甚だしく、家は徒だ四壁立つのみ。諸大夫の賑濟に頼つて、溝壑に填めざるを得たり」という厳しい状況にあった。「津坂東陽伝」七四頁〜七六頁参照。臘は、中国では十二月八日の臘祭の日だが、ここではあるいは大晦日を指すか。

〔注122〕 稽古精舎 東陽の書齋の名。稽古は、古のことを調べ考える意。学問をいう。語は「尚書」堯典に見える。なお、東陽は「寿壙誌銘」のなかで、自身について「微身吹散の中より起こり、頗る稽古の力を効すを得、草木と同じ朽ちざるに庶幾し」というが、これは「後漢書」恒榮伝に「(恒) 榮を以て太子少傅と為し、賜ふに輜車乘馬を以てす。榮大いに諸生を会し、其の車馬印綬を陳ねて曰く、今日の蒙る所、稽古の力なり」とあるのによる。精舎は、学舎・書齋の意。南宋・呉曾の「能改齋漫録」巻四、「辯誤」の条に王観国の「学林新編」を引いて「古の儒者は、生徒を教授し、其の居る所皆之を精舎と謂ふ」という。なお、稽古精舎は東陽の子拙脩に受け継がれ、齋藤拙堂に「稽古精舎記」(「拙堂文集」巻一)がある。「津坂東陽伝」一一二頁参照。

〔補注一〕「新舊唐書」以下「載入本傳誤矣」まで、これは清・王楙「秋燈叢話」(乾隆五十六年「二七一七」刊)巻十三、「李杜死狀訛傳」の条に基づくものであろう。参考のために次に挙げておく。

新舊唐書皆載子美客耒陽、以啖牛炙白酒、一夕卒。考之杜氏年譜、並無其事。按元微之撰子美墓誌云、扁舟下荆楚、竟以寓卒、旅殯岳陽。而呂汲公亦云、夏漢襄漢、卒於岳陽、足為確証。劉斧摭遺小說謂子美來耒陽、醉宿酒家、江漲漂沒。元宗詔求之、亟令積土江上、奏子美牛酒飲死、葬此以應詔。史氏不察、沿襲其謬、載入本傳、誤矣。至太白卒於當塗李陽冰家、葬於謝家青山、史册昭然。捉月騎鯨之說、不知何據。子美懷李白詩有應共冤魂語、投書贈汨羅。及夢李白詩、水深波浪濶、無使蛟龍得句。疑當時必有妄傳太白墜水死者。故子美云云。後世或因公詩附會耳。夫李杜齊名、為千古詞壇之冠。其歿也、訛傳亦復相同、誠足異已。

ちなみに、東陽は「杜律詳解」巻下「詠懷古跡」五首其三の注では「秋燈叢話」の書名を挙げている。なお、ここに示したのと全く同じ文章が、清・抗世駿(一六九六〜一七七二)「訂訛類編」巻二にも見えており、出処を明らかにしていないもの、おそらくは「秋燈叢話」に拠つたものと思われる。

〔補注二〕このことに関連して、「夜航詩話」巻四に次の如く見える。

蕉中が遊頭の日に少陵を祭る詩の序に曰く、四月十九日、浣花遊頭日なり。譜を按ずるに、大曆五年、公年五十九。春、潭州に在り、夏四月、臧玠の乱を避け衡州に入り、柳州に如かんと欲し、耒陽に至り暴かに卒す。則ち遊頭の日は、疑ふらくは是れ忌辰なり。余の院に公の画像を蔵す。是の日供を設け之を祭る、と。此の説臆度にして考を失す。按ずるに蜀記に、梵安寺は乃ち杜甫の旧宅、浣花に在り、城を去ること十里。大曆中、節度使崔寧の妻冀国夫人任氏も亦た之に居る。後捨てて寺と為す。人為に廟を其の中に立て、每歲四月十九日、凡て三日、衆此に邀樂す、と。又た費著の歲華紀麗譜に、四月十九日浣花は、佑聖夫人の誕日なり。太守、笮橋門を出て、梵安寺に至り、夫人の祠に謁し、就ち寺の設庁に宴す。既に宴すれば舟に登り、諸軍の騎射を観る。倡樂前に導き、流れを沂り、百花潭に至り、水嬉競渡を観る。官舫民船、流れに乗じて上下し、或は水濱に幕帟し、以て遊賞を事とす。最も郊を出づるの勝と為す、と。浣花遊頭、由縁此の如し。少陵の卒は、十月の交に在り。余、譜を杜律の解に詳らかにす。其の證尤も明らかなり。文海披沙に載す、

陳子昂は閬州の人なり。州に陳拾遺の廟有り。訛りて十姨と為し、遂に廟貌を更めて婦人の像と為し、崇奉甚だ敬なり。温州に杜拾遺の廟有り。亦た訛りて杜十姨と為し、婦人の像を塑し、又た五髭鬚相公に婦無きを以て、移して之に配す。五髭鬚とは、即ち伍子胥なり。拾遺の官、人の身後を誤ること此の如し。子昂屈して婦人と為る、猶ほ可なり。独り奈何んぞ子美をして鷓夷子皮の妾為らしむるや。今、任夫人の誕日を以て、公の忌辰と為して之を祭る、亦た笑ふ可きにあらずや。

〔蕉中〕は、『詩語解』『文語解』や『詩家推敵』の著で知られる大典禪師（名は頤常、字は梅莊。享保四年〔一七一九〕〜享和元年〔一八〇一〕）の別号。『杜律発揮』三巻が、その歿後、文化元年（一八〇四）に刊行された。「遼頭日に少陵を祭る」詩は、天明二年（一七八二）禪師六十四歳の作で、寛政五年（一七九三）刊の『北禪詩草』（汲古書院刊『詩集日本漢詩』第六巻所収）巻二に見える。なお、東陽が大典と面識交際のあったことは、「夜、蕉中禪師を訪ふ」二首（『東陽先生詩文集』第十二冊）があることから窺えるが、『夜航詩話』巻二に、菊池五山（明和六年〔一七六九〕〜嘉永二年〔一八四九〕）が六如上人（享保十九年〔一七三四〕〜享和元年〔一八〇一〕）の詩才を高く評価しながらも、その人となりや会話を欲しなかった話を取り上げ、「然れども此の弊は独り六如のみならず、率むね京僧の常態なり。若し生きて蕉中和尚に見えしめば、其れ必ず酸水三斗を嘔かん」といひ、あまり好い印象を持つていなかったようである。〔譜〕は、宇都宮遷庵の鼈頭増広本『杜律集解』に載せる明・単復の年譜。〔費著〕は、元・成都の人。泰定元年（一三二四）の進士。〔歳華紀麗譜〕は、成都の風俗行事を記した地誌。一卷。〔文海披沙〕は、明の謝肇淛（一五六七〜一六二四）の著。全八巻。宝曆八年（一七五八）刊の和刻本がある（汲古書院刊『和刻本漢籍隨筆集』第五集に影印を収む）。〔陳子昂〕云々は、その巻七、拾遺の条に見える。陳子昂は、初唐の詩人（六五八〜六九九）。梓州射洪（四川省射洪県）の人。官は右拾遺に終わったので、陳拾遺という。〔伍子胥〕は、春秋、楚の人。名は員。父と兄が楚の平王に殺されたので呉に奔り、呉の力を借りて楚を討ち仇を報じた。呉王夫差が越王句踐を助命しようとしたのを諫め、後に讒言に遭

い死を命じられた（『史記』伍子胥列伝）。なお「五髭鬚」のことが見えるのは、中唐・李肇の『国史補』巻下（祠廟の弊を叙す）に「毎歲有司の祀典を行なふ者、勝けて紀す可からず。一郷一里、必ず祠廟有り。（中略）又た伍員の神像を為る者有り、其の髭を五分し、之を五髭鬚神と謂ふ。此の如きは皆靈有る者多しと言ふ」とあるのが、早い例であろう。〔鷓夷子皮〕は、ここでは范蠡ではなく伍子胥のこと。伍子胥が死んだ後、その亡骸を鷓夷（馬車で造った袋）に入れて江中に投じた。南宋・俞琰『席上腐談』巻上に「温州に土地有り。杜拾遺に夫無く、五髭鬚相公に婦無し。州人、杜拾遺を迎へて以て五髭鬚に配し、合はせて一廟と為す。杜十姨は誰と為す、乃ち杜拾遺なり。五髭鬚は誰と為す、乃ち伍子胥なり。少陵靈有らば、必ず子胥に笑ひて曰はん、爾尚ほ相公の称有り、我は乃ち十姨と為る、豈に我を雌にせざらんや」とある。『文海披沙』の記事はあるいはこれに基づくか。〔土地〕は土地神。

〔補注三〕ちなみに、明・張鼎思編『琅邪代醉編』（延宝三年〔一六七五〕）の和刻本あり、汲古書院『和刻本漢籍隨筆集』第七集に影印を収む）の巻十九に〔浣花夫人〕の条があり、それには任氏の生日を三月三日とし、次のように云う。

成都の浣花溪に石刻の浣花夫人の像有り。三月三日、浣花夫人の生辰為り。城を傾けて出で遊ぶ。地志に云ふ、夫人姓は任氏、崔寧が妾。按ずるに通鑑に、成都の節度使崔旰入朝す。楊子琳、虚に乗じて成都に突入す。旰が妾任氏、家財を出し兵を募つて數千人を得、自ら帥ゐて以て之を撃つ。子琳敗れて走る。朝廷、旰に尚書を加へ、名を寧と賜ひ、任氏を夫人に封ず。

文貞公杜甫は、字を子美といい、その先祖は襄陽の人である。晋の征南大將軍杜預の遠い子孫にあたる。曾祖父の依藝は、唐の初め河南鞏県の令となり、それで鞏県に居住した。祖父の審言は膳部員外郎、父の閑は奉天県令であり、そのまま杜陵に住んだ。それ故、長安・洛陽ともども故郷である。（公は杜陵で生まれた。その莊園は洛陽にある）。公は才能すぐれ束縛をきらう質で、弱冠にし

と呉・越(江蘇・浙江) 齊・趙(山東・河北)に遊んだ。李邕がその才を非凡だとし、進士に挙げられたが及第せず、洛陽に退居した。天宝十載(七五二)、匱に投じて「三大礼の賦」を奉った(三賦は、本集に見える)。明皇(玄宗)は召し出して文章を試験させ、集賢院に待機させた。(宰相陳希烈に阻まれて、沈滞すること四年)。河西の尉を授けられたが拜命しなかった。(郡庁で上役にべこべこ頭を下げ俗務にあたふたと奔走するのを嫌ったためである。「官定まる」詩に見える)。右衛率府曹参軍に改められた。時に公は四十四歳。十五載(七五六)、安禄山が首都長安を攻落し、公は戦乱を避けるため家族を連れて鄜(字音は孚。州の名)に疎開した。肅宗が即位したのを聞き、身を窳し変装して行在所に赴く途中、賊軍の捕虜となったが、節義を固く守って身を汚すことはなかった。翌年の夏の夜、脱出して行在所にかけつけ天子に拜謁し、左拾遺を拜命した。詔が下されて鄜州に家族を迎えに行くことを許された。官軍が首都を回復し、天子に扈從して長安に戻った。房琯が陳濤斜(長安の西郊)の敗戦の責任をとって宰相職を罷免されたが、公は房琯と仕官前からの交際があり、上奏文を奉って、房琯には才幹あり廃免すべきでない旨を論じた。肅宗は激怒してその一派だとみなし、命じて三司(尚書刑部・御史台・大理寺)合同で取り調べさせたが、宰相の張鎰が弁護につとめ不問に附された。それ以来、はかばかし引立てられることはなかった。乾元元年(七五八)、とうとう地方に転出させられて華州の司功参軍となった。公が朝廷に立ったのはわずかに十五カ月のことである。二年(七五九)、首都圏一帯に飢饉や戦乱があり、官職を放棄して華州を去った。西のかた隴をわたり、秦州に客寓し、まもなく成州同谷県に身を寄せた。薪を背負い橡栗を拾って自活し、餓死したりその寸前の子供たちが数人あった。この歳の冬、遂に一家を引きつれて蜀に入った。当時、裴冕が節度使として蜀を治めており、公のために扶持米を支

給してくれた。翌年の夏、成都の浣花里に竹や樹を植え、川を背にして仮の住まいをこしらえ、存分に酒を飲み詩を吟じ、田舎の農夫たちと親しくつき合った。嚴武が成都の尹(長官)として赴任して来ると、公とは代々のよしみがあり、その待遇ぶりはことのほか手厚かった。公は傲慢で大言壮語する質で、嚴武がその家を訪問しても、時には冠をかぶらぬまま会うことがあった。かつて酔っ払って嚴武の寝台に上がり込み、嚴武を睨みすえて、「嚴挺之どのにまさかかような息子がいようとは」と言った。嚴武もやはり気短で乱暴ものであったが、さからいはいしなかった。『新唐書』に「杜甫が酔っ払って嚴武の寝台に上がり込み」云々とあり、「嚴武はこれを根に持ち、ある日、杜甫を殺そうとしたが、冠が三度すだれの留め金に引っ掛かった。そばのものが嚴武の母に報せたので、母堂が杜甫を救いにかけて思い止まらせることができた」という。『旧唐書』にはもとよりこの話はない。けれど、唐の小説に載っているもので、『新唐書』がその誤謬をそのまま踏襲したのであろう。『容齋隨筆』に詳しく弁じてある。上元二年(七六〇)、暫らく蜀州の新津県に赴き、まもなく成都にもどった。宝応元年(七六二)嚴武が朝廷に帰任することとなり、公は巴西まで見送りにいった。おりから徐知道が謀反をおこし蜀が乱れ、そこで梓州に入った。冬、成都に家族を迎えにゆき梓州に至った。翌年(七六三)、漢州および閬州に往き、冬、梓州にもどった。この歳、京兆府功曹参軍に召されたが、赴かなかった。(公は、甚だ困窮していたが、下役人になることを潔しとしなかつたのである。「馬巴州に別る」詩に見える。『旧唐書』は、同谷に客寓した時の作とし、かつ「道梗して赴くこと能はず」というが、誤りである)。広徳二年(七六四)、復た梓州・閬州の間にさまよった。かくして荆南に下ろうとし、舟を用意していた。嚴武が再び劍南東川・西川の節度使となり、そこで復た成都に帰った。嚴武が上奏して節度使の参謀とし、檢校工部員外郎を授けられ(朝廷の官に

列ならないのを試官とか検校官という。けだし名目は官位であるが実質は爵位である）、緋魚袋を賜わった。「緋袍を着、銀魚袋を帯びる。品階五品以上の章服。工部員外郎は従六品上。けだし特恩によって仮に与えるもの。唐代の人は章服を重んじた。公の詩に、しばしば言及する。永泰元年（七六五）、嚴武が亡くなり、公は頼るあてが無くなった。ちょうどその時、崔旰（旰）が乱をおこし、蜀地方は大いに乱れ、その身の上はますますゆきづまった。「旧唐書」に、「嚴武がなくなり、そこで東蜀に遊んで高適に頼ろうとした。（杜甫が梓州にやってくる）、高適は亡くなった」というが、誤りも甚だしい。高適は、東川節度使から入朝して散騎常侍を拜命し、そうして亡くなったのである。公の集に「忠州にて高常侍が亡するを聞く」詩がある。公が蜀に滞在したのは都合七年、ここでついに東に（長江を）下り、戎州から渝州に至り、まもなく忠州に赴き、かくて雲南（安）（夔州の属県）に入つてそこに居住した。大暦元年（七六六）、夔州の府内に遷つた。二年（七六七）、赤甲及び漢西・東屯（いずれも夔州の属邑）に遷つた。三年（七六八）春、ようやく三峡を出て、しばらく江陵に居た。秋、移つて公安に留まつた。「公安県は江陵に属す。『旧唐書』にいう、扁舟にて三峡を下り、まだ舟を繋がないうちに江陵が乱れた。そこで襄陽・衡州のあたりをさまよつた」と。これもやはり正しい。公の集に、江陵および公安に居る詩が、はなはだ多い。冬、岳陽に赴いた。四年（七六九）春、ついに潭州に入った。夏、湘水を遡つて衡州に赴いた。暑さに参つて復た潭州にもどつた。五年（七七〇）四月、藏玠の乱に遭遇し、再び衡州に入った。公が蜀を離れてから漂泊すること六年、これ以前、船上生活を送るなかで中風にかかり、半身が不自由になつた。「峡中物を覽る」詩にいう、「舟中病を得て衾枕を移す」と。けだし夔州に至る前に、已に病を得ていたであろう。最後には旅先でなくなつた。（月日は不詳）。享年五十九。岳陽に殯した。「旧唐書」及び年譜にいずれも「耒陽に卒

す」というのは、正しくない。長子の宗文は早くに亡くなり、次子の宗武は江陵に漂泊したまま終わった。元和（八〇六〜八二〇）年間に、宗武の子、嗣業が、父の遺命を受け柩を遷して、偃師県（首陽山に帰葬した。元稹がその墓誌を作り、深く敬慕の意を表した。「文は、本集に見える」。元の至元二年（一三三六）、諡を追贈して「文貞」といい、浣花草堂で崇祀した。公は天賦の詩才を有しており、若くして李白と名を斉しくし、当時「李杜」と称した。学識ひろく、古今に通じており、声律は清新で、対偶表現がびたりと決まり、表現の技巧をつくり内容のよさをつくしている。とても李白が及ぶところではない。けだし、その出処進退の労苦、喜楽悲憤の情や賢を好み悪を憎む正義感をひたすら詩に表現したのである。そしてさらに君に真心を捧げ国を憂い、時世を傷み戦乱を気につけ、それが詩の主旨となつている。その詩を読めばその時代がわかる。それ故、当時「詩史」とよばれた。「本事詩」に見える。文集六十巻がある。韓昌黎が称えていう、「李杜文章在、光焰万丈長」と。かかる具合にその詩は崇尚されたのである。蘇東坡はいう、「詩は個人的な感情から発して、結局は忠孝（君主や親を思う真心）に止まるものである。古今に詩人は数多くいる。だがそのなかで公を第一だとするのは、流落して飢えや寒さに苦しむ、生涯用いられることなかつたにもかかわらず、一椀の飯食う間でさえいまだかつて君恩を忘れることなかつたためではなからうか」と。ああ、これこそ「詩に聖」であつて万世の宗師たる所以である。「楊万里がいう、「李白は詩に神であり、杜甫は詩に聖である」と。按ずるに、後世の人が「詩聖」と称するのは、これによるものか。王右軍を「書聖」というようなものである。

新旧の『唐書』は、いずれも公が耒陽（湖南省）に身を寄せていた時、牛炙白酒をしこたまくらつた挙句に一夕にして卒したという記事を載せている。これを公の年譜に突き合せて考えてみ

ると決してこのような事実はない。元微之が撰した墓誌に「扁舟にて荆楚（湖北省・湖南省一带）に下り、とうとうそのまま寄寓先で卒した。岳陽（湖南省）に旅殯した」といい、呂伋（汲）公も「夏、襄漢（湖北省）に還り、岳陽に卒した」といつており、確証となすに充分である。劉斧の『摭言』に「公は耒陽にやって来て、舟の中で酒を飲み酔つ払った。その夕べ、川が急に増水して舟ごと流され呑み込まれてしまい、どこに漂流したかわからなくなった。折しも朝廷では詔を下して彼を探していた。聶知事はそこで江の傍に土を積み上げ、公が牛肉や酒を食べ過ぎて死に、ここに葬つたと上奏して詔に応えた」とある。史官がよく調べもせず、その謬伝にしたがい、記載して正史の本伝に入れたのは誤りである。漂流して行方不明となったというのは、李白が月を捉えようとして溺死したという伝説と同じようなものだ。公はかつて衡山に遊び暴雨に阻まれて、数日食物を得ることができなかった。それについては「聶耒陽、僕が水に阻まるを以て、書もて酒肉を致し、饑を荒江に療さしむ。県に至り、聶令に呈す」詩がある。ただし、小説家がこの詩によって事実無根のでっちあげをしたのだ。宋人が公の祠に題した詩に云う、「自らはれ風霜病骨を侵す、牛酒詩腸を流すに干かるに非ず」と。ここに見識が示されている。公が舟住まいして中風を病んでいたことを、年譜には載せそこなっている。詩集の中に「風疾舟中枕に伏して懐を書す三十六韻」詩があり、また「清明」詩に「此の身漂泊西東に苦しみ、右臂は偏枯半耳は聾。寂寂舟を繋いで双び下る涙、悠悠枕に伏して左空に書す」という。けだし湖南に在る時の作であろう。当初、浣花の草堂にいた時、「賓至る」詩に「老病人に扶けられて再拜難し」という。雲南（安）での「客居」詩には「病に伏して脚の廃するを憂ふ」とあり、また「衰疾甘載来、衰年足無きことを得んや」という。

「杜鵑」詩には「身病みて拜すること能はず、涙下りて迸泉の如し」という。以上の詩例からすれば、その患いは年来のものであった。されば峽を出て以来、ほとんど舟住まいをしたのである。注釈家はこのことを詳らかにせず、それゆえ病を憂える詩句をどれも漠然とみて常套表現だとみなしており、じっくり考えたり何かを感じとったりすることができなかった。例えば、「親朋一字無く、老病孤舟有り」のような詩句は、ここからその洞庭湖に臨む心情を想像するならば、いわゆる「此の茫茫に對して、百端交ごも集まる」というものであつて、その愁思に耐えないのは、眼界に広がる湖面と同じく極まりない。どうしてただだんに舟車も病軀を載せることができないうだけのことであろうか。「呉楚東南に坼け、乾坤日夜浮かぶ」に匹敵する重みがある所以である。ところが、『徐氏筆精』には、こともあろうに「杜甫の岳陽樓の詩は、前半は雄渾で警策となつていゝるが、（親朋一字無し）に至つては、なんら謂れがないように思うし、結句もやはり不釣り合いだ」と言っている。ああ、談ずるだけなら、なんと容易なことか。すべて詩を読む場合には、作者の實際を知らなければ、詩の生きた心は見えなくなつてしまふ。深く惜しまずにおれようか。公が卒した月日は分からなくなつてゐる。宋代、成都の太守は二月二日から出遊し、「邀頭」と号した。男も女も長椅子を列ねてこれを見物した。大勢で春を追つて行樂し、四月十九日になつてようやく終わる。この最後の日を「浣花邀頭」と言い、公の草堂の滄浪亭で宴が開かれた。成都中の者がこぞつて出かけ、綾錦を着飾つた人々が道の両側を埋めつくし、他の時よりも最も盛大であった。蘇東坡詩の自注及び『老学菴筆記』に見える。けだし、もとは「踏青」の行事に由来し、乖崖張公が長官として蜀を治めた時に始まるものであろう。陳元靚の『歲時広記』に、このことを詳しく述

べている。後代の者には崇敬のあまり、この日を公の忌辰としたものがある。これは年譜に「四月、衡州に入る。柳州に如かんと欲し、未陽に至つて卒す」というのによつてこのような臆測をしただけのことである。かつて顧修遠の説を見るに、次のように言う、「公の〈長沙にて李衡を送る〉詩に、〈子と地を南（西）康州に避け、洞庭に相逢ふ十二秋〉とあり、末尾に〈朔雲寒菊 離憂を倍す〉という。公は乾元己亥（二年）に同谷に避難し、大曆庚戌（五年）まで実に〈十二秋〉である。公は、この歳に卒した。〈朔雲寒菊〉というのは、きつとこの年の秋の末か冬の初めかであろう。公の卒した月は、比定することができないが、この詩に拠れば、冬に亡くなつたに違いない」と。これは、詩から判断して、最も確実である。ただ残念なのは、その忌日がいぞわからぬことだ。〈浣花邀頭〉というのは、なんと祐聖夫人の誕生日なのである。『蜀記』に「浣花の梵安寺は、もと杜甫の旧宅。大曆中、節度使崔寧の妻任氏がここに居住した。仏を信奉することはなほ篤く、遂に喜捨して寺とした。その後、人々は彼女のために廟をその中に立て、四月十九日、ここに邀遊した」とあるのが、そうである。かつて聞いた話では、温州に杜拾遺の廟があつたのだが、それが杜十娘と訛つて、とうとう廟のたたずまいを改めて婦人の像を置いた、とのこと。今また任氏の誕生日を公の忌日としている、どうしてしばしば婦人に間違われるのか、どうにも嘆かずにはいられない。公の諡号については、かつて『統文獻通考』を読むと、「元の至元二年（一三三六）、文貞と追諡した」とあつた。ただしその出処はわからずにいた。その後、王弇州の『宛委餘編』に目を通すと、「たまたま張伯雨の〈紐憐大監に贈る〉詩をみたところ、それに附された跋に云う、かつて上疏し請うて浣花草堂を祀典に列した。又た請うて諡を賜つて文貞という。虞奎章の集に、その

ことを記す」とある。『元史』に目を通すと、紐憐伝はあるが、この記事を載せていなかった。公が文貞と諡されたことは、後世ほとんど知られていない。『通考』は、けだしこれを取材するのに、あるいは別に拠るところがあつたのだろうか。古のことに広く通じた人の考証に俟ちたい。孟子は「その詩を誦しその書を読む。その人を知らずして可ならんや」というが、公の一生に於いて遭遇した出来事の概要を詳しく知らなければ、その時世を念い事物に感ずる詩の趣旨がわからず、せつかくの良工の苦心に負くことが多い。それゆえ墓誌・年譜・新旧『唐書』を参考にし、その傍ら広く諸々の書物に載録する事柄で、文獻の徴するに足るものを採用して、謹んで公の伝を記した。公の詩を読む者に便宜をはかつたのである。

皇和文化十二年乙亥臘前三日、東陽書院の稽古精舎に書す

（二〇〇〇・九・三初稿）

（二〇〇一・一・九補筆）

— のみや・としひろ／文化情報学部助教